

人事委員会年報



三保の松原(写真提供:静岡県観光協会)

令和7年度版

静岡県人事委員会

は じ め に



静岡県人事委員会は、人事行政の専門的機関として、県職員の採用試験の実施や、県職員の給与、勤務時間等の勤務条件についての県議会及び知事への勧告、また、不利益処分に関する職員からの審査請求の審査などの事務を行っています。

この年報は、令和7年度に実施したこのような事務の概要をまとめたものです。また、採用試験の実施や給与の勧告の状況等については、経年の推移を資料編として掲載しました。

県民の皆さまや関係各位にとりまして、この年報が、人事委員会の行う事務について理解を深めていただく一助となれば幸いです。

令和8年7月

静岡県人事委員会委員長 小川 良 昭

目次

< 本 編 >

第1章 組織及び運営

1	人事委員会の設置	1
2	人事委員会委員	1
3	人事委員会の権限	2
4	人事委員会の開催状況	3
5	事務局組織及び事務分掌	19

第2章 任用関係

1	採用の状況	21
2	昇任の状況	26
3	応募者確保対策	26

第3章 給与関係

1	職員の給与等に関する報告及び勧告	29
2	調査・研究	30
3	人事委員会規則の制定・改廃の状況	31
4	給与の支払監理	31

第4章 公平審査・労働基準監督等関係

1	勤務条件に関する措置要求	32
2	不利益処分に関する審査請求	32
3	苦情相談	33
4	労働基準監督機関としての職権の行使	33
5	時間外勤務命令の上限規制	35
6	管理職員等の範囲の指定	35
7	贈与等の報告書の審査	36
8	退職手当の支給制限等の処分の調査審議	36

< 資 料 編 >

1	職員の推移	37
2	県職員採用試験・警察官採用試験の状況	39
3	職員の給与等に関する報告及び勧告の状況	45
4	ラスパイレス指数の推移	61
5	職種別民間給与実態調査標本事業所数の推移	63
6	勤務条件に関する措置要求の推移	64
7	不利益処分に関する審査請求の推移	64
8	苦情相談の受付処理状況	65
人事委員会事務局の基本理念と行動指針		66

第 1 章 組織及び運営

人事委員会は、人事管理や給与制度の運用が適正に行われるよう、人事行政に関する調査・研究や勧告、職員の競争試験・選考、勤務条件に関する措置要求や不利益処分の審査等を行う機関として、地方公務員法に基づき設置されている公平・中立な第三者機関です。

このような役割を果たすため、人事委員会では、公平かつ透明性のある県職員採用試験の実施、民間事業所の給与実態調査を踏まえた議会及び知事への勤務条件に関する報告・勧告、さらに、職員からの不利益処分に関する審査請求及び勤務条件に関する措置要求の審査などの業務を行っています。

1 人事委員会の設置

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 7 条第 1 項の規定により、都道府県及び指定都市は条例で人事委員会を置くものとされており、静岡県においては、昭和 26 年 6 月 12 日静岡県人事委員会設置条例（昭和 26 年静岡県条例第 28 号）により人事委員会が設置されました。

2 人事委員会委員

人事委員会は 3 人の委員をもって構成する合議制の行政委員会であり、その委員は議会の同意を得て知事が選任します。

任期は 4 年であり、令和 8 年 4 月 1 日現在の委員は次のとおりです。

職 名	氏 名	任 期	備 考
委員長 (非常勤)	小川 良昭	H 20. 8. 1 ~ H 22. 7. 30 H 22. 7. 31 ~ H 26. 7. 30 H 26. 7. 31 ~ H 30. 7. 30 H 30. 7. 31 ~ R 4. 7. 30 R 4. 7. 31 ~ R 8. 7. 30	5 期目 弁護士 委員長就任 H 23. 7. 15
委員 (非常勤)	岡部 比呂男	R 1. 7. 15 ~ R 5. 7. 14 R 5. 7. 15 ~ R 9. 7. 14	2 期目 元会社役員
委員 (常 勤)	八木 敏裕	R 7. 4. 1 ~ R 7. 8. 11 R 7. 8. 12 ~ R 11. 8. 11	2 期目 元県職員 委員長職務代理者

3 人事委員会の権限

人事委員会の権限は、地方公務員法に規定されており、これを大別すると次のとおりです。

(令和8年4月1日現在)

行政権限	人事行政に関する事項について調査し、その他人事に関する統計報告を作成すること
	人事評価、給与、勤務時間その他の勤務条件、研修、厚生福利制度その他職員に関する制度について絶えず研究を行い、その成果を議会若しくは知事又は任命権者に提出すること
	人事機関及び職員に関する条例の制定又は改廃に関し、議会及び知事に意見を申し出ること
	人事行政の運営に関し、任命権者に勧告すること
	給与、勤務時間その他の勤務条件に関し講ずべき措置について議会及び知事に勧告すること
	職員の競争試験及び選考並びにこれらに関する事務を行うこと
	職員の給与がこの法律及びこれに基づく条例に適合して行われることを確保するため必要な範囲において、職員に対する給与の支払を監理すること
	職員の苦情を処理すること
	職員団体の登録、労働基準監督機関としての権限の行使、贈与等報告書の審査、退職管理の適正の確保等を行うこと
準立法的権限	人事委員会の権限に属する事項について人事委員会規則を制定すること
準司法的権限	職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査し、判定し、及び必要な措置を執ること
	職員に対する不利益な処分についての審査請求に対する裁決をすること

4 人事委員会の開催状況

令和7年度に開催した人事委員会の会議は29回（定例会28回、臨時会1回）で、計166件の事案について審議等を行いました。

県議会への意見の申出	13件
規則の制定・改廃	32件
公平審査	20件
その他	101件

回数	開催年月日	区分	内 容
1	R 7 . 4 . 3	その他	令和7年度十六都道府県人事委員会協議会委員長・事務局長会議の提案議題
2	R 7 . 4 . 16	議題	公平審査
			一般職の任期付職員の採用の承認等
		報告	令和6年度給与の支払監理等の実施結果
			令和7年職種別民間給与実態調査の実施
			令和6年度職員からの苦情相談の状況
		その他	令和7年度十六都道府県人事委員会協議会委員長・事務局長会議
3	R 7 . 5 . 8	議題	退職手当の支給制限等に係る書面の様式を定める規則等の一部改正
			令和7年度静岡県職員採用試験（大学卒業程度）の実施
			令和7年度静岡県職員採用試験（大学卒業程度）（秋季試験）の実施
			令和7年度静岡県職員採用試験（高等学校卒業程度）の実施
			令和7年度静岡県職員採用試験（短期大学卒業程度）の実施
			令和7年度静岡県職員（職務経験者）採用試験の実施
			令和7年度静岡県職員（障害のある方）採用試験の実施
4	R 7 . 5 . 21	報告	解雇予告除外認定

回数	開催年月日	区分	内 容
5	R 7. 6. 12	議題	地方公務員法第5条第2項に基づく意見
			公平審査
			静岡県に公平委員会事務を委託した地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部改正
			贈与等報告書の審査
			静岡県職員採用候補者名簿(大学卒業程度)(早期試験)の確定
		報告	令和5年(行ウ)第22号措置要求決定取消等請求事件 解雇予告除外認定
6	R 7. 6. 25	報告	令和7年職種別民間給与実態調査の実施結果
			管理職員特別勤務手当に関する規則の一部改正
			令和7年度新設事業所等の号別決定の結果
			解雇予告除外認定
7	R 7. 7. 9	議題	地方公務員の育児休業等に関する法律の改正等に伴う人事委員会規則等の一部改正
			公平審査
			公平審査
			公平審査
			静岡県警察官A採用試験(第1回)採用候補者名簿の確定
			静岡県警察官B採用試験(第1回)採用候補者名簿の確定
		報告	令和5年(行ウ)第22号措置要求決定取消等請求事件
8	R 7. 7. 23	議題	公平審査
			公平審査
			管理職員等の範囲を定める規則の一部改正
9	R 7. 8. 20	議題	令和7年職員の給与等に関する報告及び勧告
			寒冷地手当に関する規則・通知の一部改正
			公平審査
			公平審査
			静岡県職員採用候補者名簿(大学卒業程度)の確定
			競争試験によることが適当でないと認める職

回数	開催年月日	区分	内 容
		報告	令和 7 年人事院勧告の概要
			令和 7 年人事委員会勧告に向けた作業スケジュール
			教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律
10	R 7. 8. 27	議題	令和 7 年職員の給与等に関する報告及び勧告
			職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則による時間外勤務の上限時間を超えて時間外勤務を命じた職員等の状況（令和 6 年度分）
			静岡県立学校教育職員の業務量の管理等に関する規則による時間外在校等時間の上限時間を超えた職員の状況（令和 6 年度分）
			職員の給与に関する規則等の一部改正
			公平審査
			贈与等報告書の審査
		報告	解雇予告除外認定
11	R 7. 9. 3	議題	令和 7 年職員の給与等に関する報告及び勧告
			時間外勤務上限規制に係る指導助言通知の文案協議
			時間外在校等時間の上限に係る助言通知の文案協議
			公平審査
12	R 7. 9. 10	議題	令和 7 年職員の給与等に関する報告及び勧告
			時間外勤務上限規制に係る指導助言通知の文案協議
			時間外在校等時間の上限に係る助言通知の文案協議
			一般職の第 2 号任期付研究員の採用計画の同意及び任期の特例の承認
13	R 7. 9. 17	議題	令和 7 年職員の給与等に関する報告及び勧告
			時間外勤務上限規制に係る指導助言通知の文案協議
			時間外在校等時間の上限に係る助言通知の文案協議
			令和 7 年度定例会開催日程の変更
		報告	令和 7 年台風第 15 号の被害に伴う職員の職務に専念する義務の免除に関する臨時措置
14	R 7. 9. 24	議題	令和 7 年職員の給与等に関する報告及び勧告
			時間外勤務上限規制に係る指導助言通知の文案協議
			時間外在校等時間の上限に係る助言通知の文案協議
			退職手当の支給制限等に係る書面の様式を定める規則の一部改正
		報告	令和 5 年（行ウ）第 22 号措置要求決定取消等請求事件

回数	開催年月日	区分	内 容
15	R 7. 10. 2	議題	令和 7 年職員の給与等に関する報告及び勧告
			最低賃金引き上げに伴うパートタイム会計年度任用職員の報酬の基本額に関する承認
			公平審査
		報告	令和 6 年 4 月における職員給与等実態調査の結果の再集計
16	R 7. 10. 9	議題	令和 7 年職員の給与等に関する報告及び勧告
17	R 7. 10. 22	議題	令和 7 年度定例会開催日程の変更
			令和5年(行ウ)第22号措置要求決定取消等請求事件
		報告	公平審査
18	R 7. 11. 7	議題	公平審査
			令和5年(行ウ)第22号措置要求決定取消等請求事件
			静岡県職員採用候補者名簿(高等学校卒業程度)の確定
			静岡県職員採用候補者名簿(短期大学卒業程度)の確定
			静岡県職員採用候補者名簿(障害のある方)の確定
臨1	R 7. 11. 14	議題	令和5年(行ウ)第22号措置要求決定取消等請求事件
19	R 7. 11. 19	議題	令和5年(行ウ)第22号措置要求決定取消等請求事件
			給与等報告書の審査
20	R 7. 12. 3	議題	地方公務員法第5条第2項に基づく意見
			静岡県警察官(第2回)採用候補者名簿の確定
21	R 7. 12. 10	議題	令和 7 年度定例会開催日程の変更
			初任給調整手当に関する規則の一部改正
			職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則・通知の一部改正
			会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部改正
			給料の調整額の調整基本額について(通知)の制定
			応急防災等作業手当(特殊勤務手当)に係る人事委員会の承認等
			令和7年台風第15号の被害に伴う職員の職務に専念する義務の免除に関する臨時措置について(通知)の廃止
			公平審査
		報告	令和5年(行ウ)第22号措置要求決定取消等請求事件

回数	開催年月日	区分	内 容
22	R 7. 12. 24	議題	職員の給与に関する規則の一部改正
			義務教育等教員特別手当に関する規則の一部改正
			静岡県教職員の特殊勤務手当に関する規則・通知の一部改正
			特地勤務手当等に関する規則の一部改正
			宿日直手当の額（承認）
			管理職手当の特例措置（承認）
			パートタイム会計年度任用職員の期末手当基礎額及び勤勉手当基礎額に係る別段の取扱い（承認）
			公平審査
			静岡県職員採用候補者名簿（大学卒業程度）（秋季試験）の確定
			静岡県職員採用候補者名簿（職務経験者）の確定
			静岡県職員採用試験（大学卒業程度）（早期試験）の対象職種の拡大
			競争試験によることが適当でないと認める職
			競争試験によることが適当でないと認める職
			静岡県職員採用試験における教育行政職の実施
		報告	解雇予告除外認定
23	R 8. 1. 8	議題	公平審査
		報告	「学校における業務改革プラン」の改訂
			公平審査
24	R 8. 1. 21	議題	職員の給与に関する規則の一部改正
			公平審査
			令和 8 年度静岡県職員採用試験（大学卒業程度）（早期試験）の実施
			静岡県職員採用試験における教育行政職の試験方法
			静岡県職員採用試験（職務経験者） 地域を限定した職種の新設
25	R 8. 2. 4	議題	退職手当の取扱いについて（通知）の一部改正
			令和 8 年度静岡県職員・警察官採用試験の実施予定
			令和 8 年度静岡県警察官採用試験の改善

回数	開催年月日	区分	内 容
26	R 8 . 2 . 18	議題	地方公務員法第5条第2項に基づく意見
			職員の給与に関する規則第16条に基づく功績、功労等による昇給
			公平審査
			令和8年度静岡県警察官A採用試験(第1回)の実施
			令和8年度静岡県警察官B採用試験(第1回)の実施
			令和8年度静岡県警察官(社会人等経験者)採用試験(第1回)の実施
			令和8年度静岡県警察官(情報処理)採用試験(第1回)の実施
			令和8年度静岡県警察官A採用試験(第2回)の実施
			令和8年度静岡県警察官B採用試験(第2回)の実施
			令和8年度静岡県警察官(社会人等経験者)採用試験(第2回)の実施
			令和8年度静岡県警察官(情報処理)採用試験(第2回)の実施
		報告	公平委員会事務の受託の終了
			解雇予告除外認定
27	R 8 . 3 . 10	議題	令和8年度定例会の開催日程等
			職員の給与に関する規則及び管理職手当に関する規則の一部改正
			職員の給与に関する規則及び扶養手当の運用について(通知)等の一部改正
			地域手当に関する規則の一部を改正する規則の一部改正
			通勤手当に関する規則・通知の一部改正
			職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則・通知の一部改正
			職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則等の運用についての一部改正
			会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部改正
			静岡県職員の旅費に関する条例等の運用方針の一部改正
			静岡県へき地手当支給規則の一部改正
			職務の級の決定及び管理職手当の支給割合の特例に関する承認

回数	開催年月日	区分	内 容
			パートタイム会計年度任用職員の報酬の基本額に関する承認
			贈与等報告書の審査
			静岡県人事委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則並びに静岡県職員の退職手当に関する条例の規定に基づく意見の聴取の手続に関する規則の一部改正
			一般職の任期付職員の採用の承認等
			一般職の任期付職員の任期の更新の承認
			一般職の任期付研究員の採用の承認
			採用試験の見直し
			採用試験の見直し
28	R 8 . 3 . 25	議題	令和 8 年度定期人事異動に伴う出向の命令及び任命
			初任給調整手当に関する規則・通知の一部改正
		議題	特地勤務手当等に関する規則等の一部改正
			職員の給与に関する規則等の一部改正及び宿日直手当の額の承認
			職務の級の決定及び管理職手当の支給割合の特例の承認
			主任職への昇格の特例の承認
			通勤手当に関する規則・通知の一部改正案の修正
			静岡県職員の公益的法人等への派遣等に関する規則の一部改正
			一般職の任期付職員の任期の更新の承認
		報告	令和 5 年（行ウ）第 22 号措置要求決定取消等請求事件
			令和 7 年度事業所調査の実施結果
合計	合計 29 回 (定例会 28 回) (臨時会 1 回)	合計	166件 (議 題 137件) (報 告 27件) (その他 2件)

人事委員会の会議の様子



左から、八木委員、小川委員長、岡部委員(令和8年度撮影)

(1) 意見の申出

地方公務員法第5条第2項の規定に基づき、議会から人事委員会の意見を求められ、次のとおり意見の申出を行いました。

	議決年月日 (意見提出年月日)	議案番号	件 名	概 要	意見
1	R 7. 6. 12 (R7. 6. 16)	令和7年6月 県議会定例会 第93号	静岡県職員の特 殊勤務手当に 関する条例の 一部を改正す る条例	組織改正に伴う 所要の改正	異議 なし
2	R 7. 6. 12 (R7. 6. 16)	令和7年6月 県議会定例会 第94号	職員の勤務時 間、休日、休 暇等に関する 条例の一部を 改正する条例	地方公務員の育 児休業等に関 する法律の改 正に伴う所要 の改正	異議 なし
3	R 7. 6. 12 (R7. 6. 16)	令和7年6月 県議会定例会 第95号	静岡県職員の 育児休業等に 関する条例の 一部を改正す る条例	地方公務員の育 児休業等に関 する法律の改 正に伴う所要 の改正	異議 なし
4	R 7. 6. 12 (R7. 6. 16)	令和7年6月 県議会定例会 第96号	静岡県警察の 警察官及び交 通巡視員の被 服支給等に関 する条例の一 部を改正する 条例	警察法施行令の 改正に伴う所 要の改正	異議 なし
5	R 7. 12. 3 (R 7. 12. 3)	令和7年12月 県議会定例会 第159号	職員の給与に 関する条例等 の一部を改正 する条例	静岡県人事委員 会の勧告に基 づき職員の給 与の改定等を行 うための所要 の改正	異議 なし

	議決年月日 (意見提出年月日)	議案番号	件 名	概 要	意見
6	R 7. 12. 3 (R 7. 12. 3)	令和 7 年 12 月 県議会定例会 第 160 号	静岡県教職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	静岡県人事委員会の勧告に基づき職員の給与の改定等を行うための必要の改正	異議なし
7	R 7. 12. 3 (R 7. 12. 3)	令和 7 年 12 月 県議会定例会 第 161 号	静岡県地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	静岡県人事委員会の勧告に基づき職員の給与の改定等を行うための必要の改正	異議なし
8	R 8. 2. 18 (R 8. 2. 18)	令和 8 年 2 月 県議会定例会 第 23 号	職員の給与に関する条例及び会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例	静岡県人事委員会の勧告に基づき職員の給与の改定等を行うための必要の改正	異議なし
9	R 8. 2. 18 (R 8. 2. 18)	令和 8 年 2 月 県議会定例会 第 24 号	地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例	静岡県人事委員会の勧告に基づき職員の給与の改定等を行うための必要の改正	異議なし
10	R 8. 2. 18 (R 8. 2. 18)	令和 8 年 2 月 県議会定例会 第 25 号	静岡県教職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	静岡県人事委員会の勧告に基づき職員の給与の改定等を行うための必要の改正	異議なし

	議決年月日 (意見提出年月日)	議案番号	件 名	概 要	意見
11	R 8. 2. 18 (R 8. 2. 18)	令和 8 年 2 月 県議会定例会 第 26 号	静岡県地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	静岡県人事委員会の勧告に基づき職員の給与の改定等を行うための所要の改正	異議なし
12	R 8. 2. 18 (R 8. 2. 18)	令和 8 年 2 月 県議会定例会 第 29 号	静岡県職員の旅費に関する条例	国家公務員等の旅費に関する法律の改正等の趣旨を踏まえた全部改正	異議なし
13	R 8. 2. 18 (R 8. 2. 18)	令和 8 年 2 月 県議会定例会 第 30 号	静岡県教職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	国や他県の状況等を勘案した手当の新設等を行うための所要の改正	異議なし

(2) 規則の制定・改廃

地方公務員法第 8 条第 5 項の規定に基づき、次のとおり人事委員会規則の制定・改廃を行いました。

	規則番号	議決年月日 公布年月日 (適用年月日)	規則の名称	概 要
1	11-28	R 8. 3. 10 R 8. 3. 27 (R 8. 5. 21)	静岡県人事委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則	行政手続法の改正に伴う所要の改正
2	13-120	R 7. 7. 9 R 7. 7. 22 (R 7. 10. 1)	静岡県職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則	静岡県職員の育児休業等に関する条例等の改正に伴う所要の改正
3	13-121	R 7. 7. 9 R 7. 7. 22 (R 7. 10. 1)	職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則	職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例等の改正に伴う所要の改正

	規則番号	議決年月日 公布年月日 (適用年月日)	規則の名称	概 要
4	13-122	R 7. 7. 9 R 7. 7. 22 (R 7. 10. 1)	会計年度任用職員 の勤務時間、休日、 休暇等に関する規則 の一部を改正する規則	職員の勤務時間、休日、休 暇等に関する条例等の改正 に伴う所要の改正
5	13-123	R 7. 7. 9 R 7. 7. 22 (R 7. 10. 1)	静岡県職員の高齢 者部分休業に関する規則 の一部を改正する規則	静岡県職員の育児休業等 に関する条例等の改正に 伴う所要の改正
6	14-199	R 7. 6. 12 R 7. 6. 20 (R 7. 6. 20)	静岡県に公平委員会事務を委託した 地方公共団体の管理職員等の範囲を 定める規則の一部 を改正する規則	静岡県に公平委員会事務 を委託している地方公共 団体の機関の改廃に伴う 所要の改正
7	14-200	R 7. 7. 23 R 7. 8. 1 (R 7. 8. 1)	管理職員等の範囲 を定める規則の一部 を改正する規則	組織改正等に伴う管理職 員等の職の改廃等に伴う 所要の改正
8	15-39	R 8. 3. 25 R 8. 3. 31 (R 8. 4. 1)	静岡県職員の公益 的法人等への派遣 等に関する規則	職員を派遣することがで きる団体等についての所 要の改正
9	7 -1328	R 7. 5. 8 R 7. 5. 23 (R 7. 6. 1)	退職手当の支給制 限等に係る書面の 様式を定める規則 の一部を改正する 規則	静岡県職員の退職手当に 関する条例の改正に伴う 所要の改正
10	7 -1329	R 7. 6. 23 R 7. 6. 27 (R 7. 6. 27)	管理職員特別勤務 手当に関する規則 の一部を改正する 規則	令和 7 年 4 月 1 日施行の 改正内容に整合するよう 管理職員特別勤務実績簿 (別記様式) を改正
11	7 -1330	R 7. 7. 9 R 7. 7. 22 (R 7. 10. 1)	通勤手当に関する 規則の一部を改正 する規則	静岡県職員の育児休業等 に関する条例等の改正に 伴う所要の改正
12	7 -1331	R 7. 8. 20 R 7. 9. 2 (R 7. 4. 1)	寒冷地手当に関す る規則の一部を改 正する規則	職員の給与に関する条例 等の改正に伴う所要の改 正
13	7 -1332	R 7. 8. 27 R 7. 9. 2 (R 7. 4. 1)	職員の給与に関す る規則の一部を改 正する規則	国初任給決定における経 験年数の換算の取扱いの 改正に伴う所要の改正

	規則番号	議決年月日 公布年月日 (適用年月日)	規則の名称	概 要
14	7-1333	R 7. 9. 24 R 7. 9. 30 (R 7. 10. 1)	退職手当の支給制限等に係る書面の様式を定める規則の一部を改正する規則	国家公務員退職手当法の規定による退職手当の支給制限等に係る書面の様式を定める内閣官房令の改正に伴う所要の改正
15	7-1334	R 7. 12. 24 R 7. 12. 25 (R 7. 4. 1)	職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	職員の給与に関する条例等の改正に伴う所要の改正
16	7-1335	R 7. 12. 10 R 7. 12. 25 (R 7. 4. 1)	初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則	職員の給与に関する条例等の改正に伴う所要の改正
17	7-1336	R 7. 12. 24 R 7. 12. 25 (R 7. 4. 1)	特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則	職員の給与に関する条例等の改正に伴う所要の改正
18	7-1337	R 7. 12. 24 R 7. 12. 25 (R 7. 4. 1)	特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則	職員の給与に関する条例等の改正に伴う所要の改正
19	7-1338	R 7. 12. 10 R 7. 12. 25 (R 7. 12. 1)	職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	職員の給与に関する条例等の改正に伴う所要の改正
20	7-1339	R 7. 12. 24 R 7. 12. 25 (R 8. 1. 1)	静岡県教職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則	静岡県教職員の特殊勤務手当に関する条例の改正に伴う所要の改正
21	7-1340	R 7. 12. 24 R 7. 12. 25 (R 8. 1. 1)	義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則	静岡県教職員の給与に関する条例の改正に伴う所要の改正
22	7-1341	R 7. 12. 10 R 7. 12. 25 (R 7. 12. 1)	会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則	会計年度任用職員の給与等に関する条例の改正に伴う所要の改正
23	7-1342	R 8. 1. 21 R 8. 1. 30 (R 8. 1. 1)	職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	静岡県教職員の給与に関する条例の改正に伴う所要の改正

	規則番号	議決年月日 公布年月日 (適用年月日)	規則の名称	概 要
24	7-1343	R 8. 3. 10 R 8. 3. 27 (R 8. 4. 1)	職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	組織改正による職の格付け整理等に伴う所要の改正
25	7-1344	R 8. 3. 10 R 8. 3. 27 (R 8. 4. 1)	管理職手当に関する規則の一部を改正する規則	組織改正等による職の格付け整理に伴う所要の改正
26	7-1345	R 8. 3. 10 R 8. 3. 27 (R 8. 4. 1)	初任給調整手当に関する規則の一部を改正	職員の給与に関する条例等の改正に伴う所要の改正
27	7-1346	R 8. 3. 10 R 8. 3. 27 (R 8. 4. 1)	地域手当に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則	地域手当の支給割合及び級地区分の見直しに伴う所要の改正
28	7-1347	R 8. 3. 10 R 8. 3. 27 (R 8. 4. 1)	通勤手当に関する規則の一部を改正する規則	職員の給与に関する条例等の改正に伴う所要の改正
29	7-1348	R 8. 3. 10 R 8. 3. 27 (R 8. 4. 1)	特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則	特地公署の見直しの改正に伴う所要の改正
30	7-1349	R 8. 3. 10 R 8. 3. 27 (R 8. 4. 1)	職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	職員の給与に関する条例等の改正に伴う所要の改正
31	7-1350	R 8. 3. 10 R 8. 3. 27 (R 8. 5. 21)	静岡県職員の退職手当に関する条例の規定に基づく意見の聴取の手続に関する規則の一部を改正する規則	行政手続法の改正に伴う所要の改正
32	7-1351	R 8. 3. 10 R 8. 3. 27 (R 8. 4. 1)	会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則	栄養士法の改正に伴う所要の改正

(3) 委員による現地視察

職場や業務等に対する委員の理解を深めることを目的に、職員の勤務状況や職場環境などを実地に見聞しています。

令和7年度は次のとおり実施しました。

R 7. 6. 6	東部地区	・ ふじのくに感染症管理センター ・ 静岡県立沼津東高等学校
R 7. 11. 12	西部地区	・ 浜松技術専門校 ・ 静岡県立浜松北高等学校



ふじのくに感染症管理センター



静岡県立沼津東高等学校



浜松技術専門校

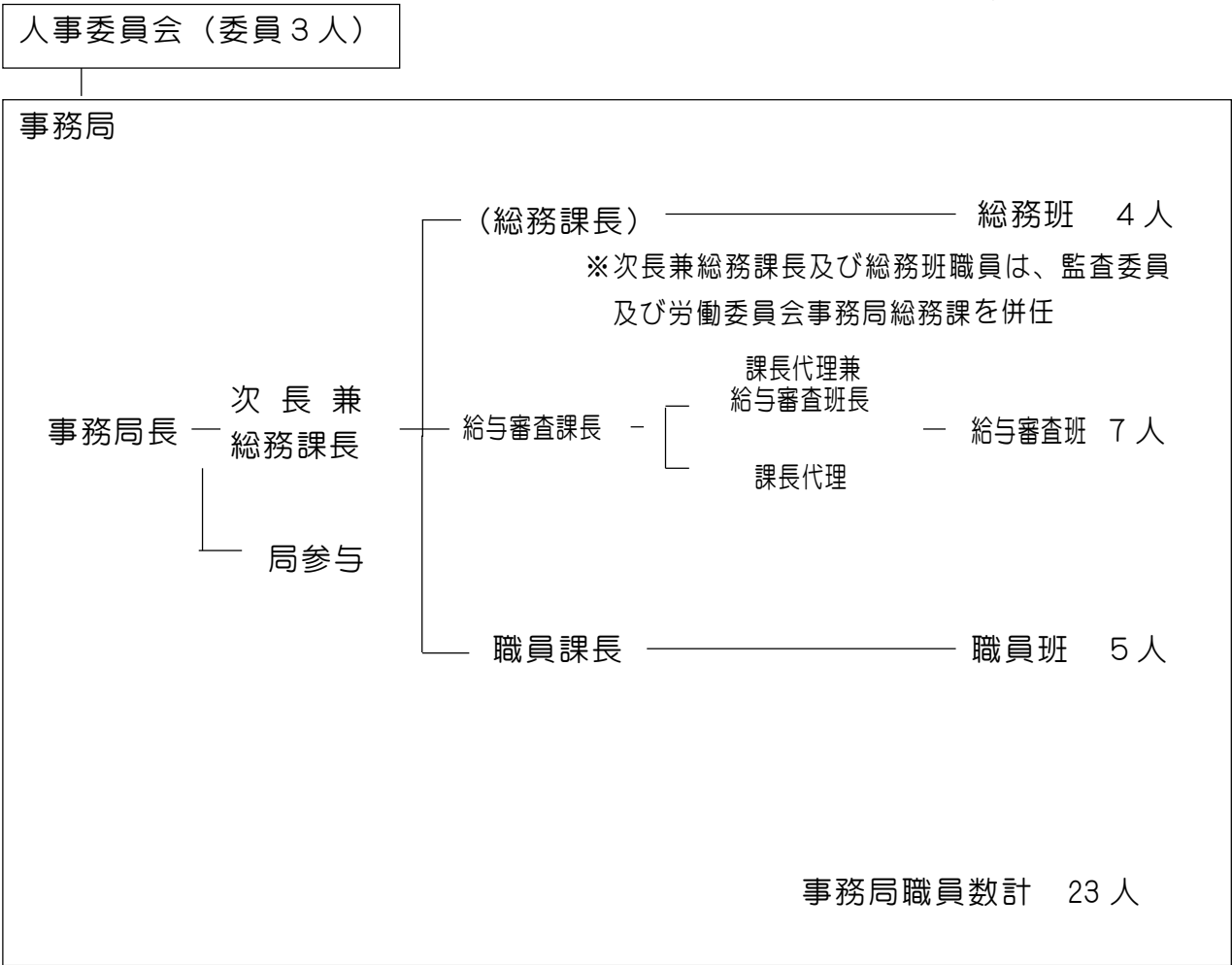


静岡県立浜松北高等学校

5 事務局組織及び事務分掌

(1) 組織

(令和8年4月1日現在)



(令和 8 年 4 月 1 日現在)

(2) 事務分掌

○総務課

- ・ 人事委員会の会議に関すること
- ・ 公印に関すること
- ・ 事務局職員の任免、分限、懲戒、服務その他人事及び研修に関すること
- ・ 事務局職員の福利厚生に関すること
- ・ 予算及び経理に関すること
- ・ 財産及び物品の管守に関すること
- ・ 文書等の收受、発送、保存及び管理に関すること
- ・ 広報に関すること
- ・ 事務局内各課の連絡調整及び事務局内他課の所掌に属しない事務に関すること

○給与審査課

- ・ 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件、厚生福利制度その他職員に関する制度に関すること
- ・ 職員に関する制度についての研究の成果の議会若しくは長又は任命権者への提出に関すること
- ・ 職員に関する条例の制定又は改廃に関し、議会及び長に対する意見の申出に関すること
- ・ 人事行政の運営に関し、任命権者に対する勧告に関すること
- ・ 給与、勤務時間その他の勤務条件に関し講ずべき措置について議会及び長に勧告すること
- ・ 職員の分限、懲戒及び服務に関すること
- ・ 職員に対する給与の支払の監理に関すること
- ・ 人事行政に関する技術的及び専門的な知識、資料その他便宜授受のため国又は他の地方公共団体の機関との協定に関すること
- ・ 職員の勤務条件に関する措置の要求の審査に関すること
- ・ 職員に対する不利益処分についての審査請求の審査に関すること
- ・ 公立学校の学校医等の公務災害補償の審査に関すること
- ・ 職員からの苦情相談に関すること
- ・ 労働基準監督機関の職権の行使に関すること
- ・ 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則(静岡県人事委員会規則 13-32)で定めるところによる限度時間を超えて時間外勤務を命ずる場合の報告、指導、助言、承認又は命令等に関すること
- ・ 受託した市町村等の公平委員会事務に関すること
- ・ 管理職員等の範囲の指定に関すること
- ・ 職員団体の登録に関すること
- ・ 退職手当の支給制限等の処分についての調査審議に関すること

- ・ 静岡県職員倫理規則（平成 13 年静岡県規則第 9 号）の制定又は改廃に関して、知事に意見を申出ること
- ・ 職員の職務に係る倫理の保持に関する事項に係る調査研究を行うこと
- ・ 職員の職務に係る倫理の保持のための研修に関する総合的企画を行うこと
- ・ 職員倫理規則の遵守のための体制整備に関し、任命権者に助言を行うこと

○職員課

- ・ 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件、厚生福利制度その他職員に関する制度に関すること
- ・ 職員に関する制度についての研究の成果の議会若しくは長又は任命権者への提出に関すること
- ・ 職員に関する条例の制定又は改廃に関し、議会及び長に対する意見の申出に関すること
- ・ 人事行政の運営に関し、任命権者に対する勧告に関すること
- ・ 給与、勤務時間その他の勤務条件に関し講ずべき措置について議会及び長に勧告すること
- ・ 職員の人事に関する統計報告の作成に関すること
- ・ 職員採用の競争試験、選考その他任用に関すること
- ・ 研修及び人事評価に関すること
- ・ 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関すること
- ・ 人事行政に関する技術的及び専門的な知識、資料その他便宜授受のため国又は他の地方公共団体の機関との協定に関すること
- ・ 退職管理の適正の確保に関すること
- ・ 職員倫理規則で定めるところにより、職員からの贈与等の報告に係る審査を行うこと

第2章 任用関係

1 採用の状況

職員の任用は、試験成績、人事評価その他の能力の実証に基づいて行います。この原則に基づき、職員の採用は、競争試験により行い、例外的に選考によることができます。（地方公務員法第17条の2第1項）人事委員会では、任命権者から提出される職員採用計画に基づき、公平かつ透明性のある採用試験を実施しています。

選考による職員の採用は、経歴、学歴、知識又は技能等の選考基準により判定し、任命権者からの請求に基づいて実施しています。

また、職員の昇任は、任命権者が、職員の受験成績、人事評価その他の能力の実証に基づき行うものとされていますが、競争試験又は選考による昇任を行う職として警察官の3種類の職が規定されています。競争試験及び選考に関する事務は人事委員会の権限ですが、その実施については、任命権者に委任しています。

（1）令和7年度 採用試験の実施日程

（数字は月日）

試験の区分	公告日	受付期間	第1次試験		第2次試験	
			試験日	合格発表日	試験日	合格発表日
大学卒業程度 （早期試験）	1.24	3.3～ 3.21	4.20	5.9	5.19～5.30	6.13
大学卒業程度	5.9	5.9～ 5.23	6.15	6.25	7.8～8.7	8.22
大学卒業程度 （秋季試験）		9.18～ 10.14	10.26	11.6	11.17～12.9	12.25
短期大学卒業程度		8.6～ 8.27	9.28	10.8	10.20～ 10.28	11.7
高等学校卒業程度						
職務経験者		9.18～ 10.14	10.26	11.6	11.17～12.9	12.25
障害のある方		6.2～ 6.20	9.21	10.2	10.9～ 10.17	11.7

試験の区分		公告 日	受付 期間	第 1 次試験		第 2 次試験	
				試験日	合 格 発表日	試験日	合 格 発表日
警察官 第 1 回	A（大卒）	3. 3	3. 3 ～ 4. 4	5. 11	5. 16	5. 24～5. 25 6. 12～6. 27	7. 11
	B（大卒以外）						
	社会人等経験者						
	情報処理						
警察官 第 2 回	A（大卒）		7. 18 ～ 8. 22	9. 21	9. 26	10. 4～10. 5 11. 6～11. 21	12. 5
	B（大卒以外）						
	社会人等経験者						
	情報処理						

(2) 採用試験の実施結果

(単位：人、倍)

試験の区分・職種		公募数	申込者数	第1次 受験者数A	第1次 合格者数	第2次 受験者数	最終 合格者数B	倍率 A/B
大学卒業程度 (早期試験)	土木	10	35	27	26	25	22	1.2
	農業	4	52	43	27	26	11	3.9
	林業	4	31	23	18	17	14	1.6
	農業土木	3	12	12	12	10	8	1.5
	建築	1	8	5	3	2	2	2.5
	薬剤師	2	19	17	16	15	13	1.3
	保健師	2	26	25	23	23	5	5.0
	電気	1	4	3	3	2	2	1.5
	機械	1	2	2	2	2	2	1.0
	小 計	28	189	157	130	122	79	2.0
大学卒業程度	行政Ⅰ	75	257	195	182	171	87	2.2
	行政Ⅱ	30	156	117	110	97	37	3.2
	小中学校事務	9	21	16	11	11	8	2.0
	警察行政	7	60	41	26	20	9	4.6
	土 木	25	21	6	6	4	4	1.5
	農 業	9	40	22	21	19	9	2.4
	林 業	13	20	9	9	9	5	1.8
	農業土木	11	12	5	3	3	3	1.7
	建 築	2	4	1	1	0	-	-
	薬 剤 師	9	9	1	1	1	1	1.0
	保 健 師	6	26	16	16	14	4	4.0
	管理栄養士(知事部局)	1	9	7	7	6	1	7.0
	心理	4	23	16	14	13	5	3.2
	児童福祉	4	26	23	18	18	5	4.6
	水 産	3	15	13	12	11	4	3.3
	電 気	1	3	0	-	-	-	-
	電気(研究)	4	3	2	2	2	2	1.0
	機 械	1	3	1	1	1	1	1.0
	機械(研究)	2	1	1	1	1	1	1.0
	工業化学	2	12	10	8	8	5	2.0
	工業デザイン	1	7	5	5	5	1	5.0
	文 化 財	1	6	5	5	4	1	5.0
	職業訓練指導員(電気)	1	1	1	1	1	1	1.0
	職業訓練指導員(機械)	2	1	1	1	1	1	1.0
	職業訓練指導員(情報技術)	2	0	-	-	-	-	-
	少年警察補導員	2	7	4	4	4	2	2.0
	理化学鑑識(物理)	1	6	5	4	4	1	5.0
	小 計	228	749	523	469	428	198	2.6

試験の区分・職種		公募数	申込者数	第1次 受験者数A	第1次 合格者数	第2次 受験者数	最終 合格者数B	倍率 A/B
(大学卒業程度 ～秋季試験～)	行政Ⅱ	15	334	245	72	62	18	13.6
	土木	3	8	7	5	5	4	1.8
	小 計	18	342	252	77	67	22	11.5
短期大学卒業程度	臨床検査技師(知事部局)	1	4	3	3	3	1	3.0
	司書	1	16	12	9	8	1	12.0
	小 計	2	20	15	12	11	2	7.5
高等学校卒業程度	行政	2	25	21	9	8	2	10.5
	小中学校事務	3	11	10	10	9	3	3.3
	警察行政	4	53	47	20	18	9	5.2
	土木	3	5	4	4	4	3	1.3
	小 計	12	94	82	43	39	17	4.8
職務経験者	土木	3	7	6	6	4	2	3.0
	林業	1	2	0	-	-	-	-
	建築	1	4	4	3	3	1	4.0
	保健師	1	4	4	4	3	1	4.0
	心理	2	1	1	1	1	0	-
	児童福祉	3	9	9	7	7	2	4.5
	電気	1	4	3	1	1	1	3.0
	機械	1	1	1	1	1	1	1.0
	小 計	13	32	28	23	20	8	3.5
障害のある方	行政	4	29	18	18	18	3	3.6
	小中学校事務	1					1	
	警察行政	1					1	
	小 計	6	29	18	18	18	5	3.6

試験の区分・職種				公募数	申込者数	第1次 受験者数A	第1次 合格者数	第2次 受験者数	最終 合格者数B	倍率 A/B
警察官	A	一回目	一般(男性)	44	171	147	139	127	69	2.1
		二回目	一般(女性)	20	66	55	53	46	29	1.9
		一回目	一般(男性)	10	72	44	41	36	13	3.4
		二回目	一般(女性)	5	31	19	18	17	8	2.4
		A 計		79	340	265	251	226	119	2.2
	B	一回目	一般(男性)	20	60	45	43	41	18	2.5
		二回目	一般(女性)	5	21	18	18	17	6	3.0
		一回目	一般(男性)	40	164	135	126	116	61	2.2
		二回目	一般(女性)	20	68	53	49	47	22	2.4
		B 計		85	313	251	236	221	107	2.3
	社会人等 経験者	一回目		10	37	27	26	23	5	5.4
		二回目		10	45	33	33	30	11	3.0
		経験者 計		20	82	60	59	53	16	3.8
	情報処 理	一回目		2	8	6	5	5	3	2.0
		二回目		2	5	4	2	2	0	—
		情報処理 計		4	13	10	7	7	3	3.3
		警察官 小計		188	748	586	553	507	245	2.4
合 計				495	2,203	1,661	1,325	1,212	576	2.9

(3) 選考による採用

(単位：人)

選考の区分	任 命 権 者				
	知 事	がんセンター 事業管理者	教 育 会 委員会	警 察 長 本部長	計
本庁の部長、局長等に相当する職	3		1		4
本庁の課長等に相当する職	11	3	1		15
警視の職				10	10
競争試験によることが適 当でないとした職	20	97		30	147

2 昇任の状況

(1) 昇任試験による昇任

(単位：人、倍)

試験区分	申込者	受験者数 A	合格者数 B	倍 率 A / B
警 部	1, 157	1, 151	36	32. 0
警 部 補	1, 448	1, 433	74	19. 4
巡査部長	1, 560	1, 552	91	17. 1

(2) 昇任選考による昇任

(単位：人)

選考の区分	昇任者数
警 部	6
警 部 補	7
巡査部長	6

3 応募者確保対策

近年、国、市町及び民間企業等との人材確保の競合が発生しています。このため人事委員会では、広域行政を担う県職員の魅力・やりがいや職務内容などを積極的に P R し、応募者の掘り起こしを図っています。

(1) 県庁 仕事スタディツアー

受験者の応募段階でのミスマッチの解消と、より良い人材の確保を図るため、県職員の仕事に関心があり、将来県職員を目指したいと考えている方に対し、オンラインや現場にて県行政の魅力を伝え、業務内容への理解を促進する取組を実施しました。

①オンライン説明会

実施時期	令和 7 年 6 月 3 日（火）～ 9 日（月） 5 日間
対象職種	行政ほか事務系職種、土木ほか専門・技術系職種 計 16 職種
内 容	・ 業務等の説明 ・ 採用試験の説明（人事委員会） ・ 先輩職員とのフリートーク（業務に関する質疑応答）
参加者数	242 人

②現場見学編

実施時期	令和7年8月～11月
職 種	土木ほか専門・技術系職種 計 17 職種
内 容	・業務等の説明 ・職種ごとの事業に係る現場見学 ・採用試験の説明（人事委員会） ・先輩職員とのフリートーク（業務に関する質疑応答）
参加者数	94 人

（２）大学等での説明会

県内外の大学等が開催するオンライン就職説明会などにおいて、県行政の仕事の魅力をPRしました。また、民間企業主催による合同企業説明会等に参加し、民間企業志望者に対してもアプローチを図るなど、応募者の掘り起こしに努めました。

主 催 者	回 数	参加者数
大 学 等	16 校	309 人
民間企業	15 回	389 人

（３）メタバース de 採用相談会

職務経験者試験及び大学卒業程度（秋季試験）の募集に合わせ、就業中の方などが参加しやすいよう、匿名かつ顔出し不要であるメタバース空間を活用した採用相談会を初めて開催しました。平日の夕方や昼休憩時間帯に実施し、54 人が参加されました。

実施日時	令和7年9月26日（金）、30日（火） 昼の部 11:30～13:30、夜の部 18:00～20:00 （平日の夕方や昼休憩時間帯に実施）
職 種	土木ほか専門・技術系職種 計 17 職種
内 容	・フリースペースでの質問、相談 ・外に声が漏れないスペースでの1対1での質問、相談 ・パネル掲示による県概要や採用試験情報等の自由閲覧
参加者数	54 人

(4) 県庁フェス及び採用試験セミナー

本格的な就職活動が始める前の大学生等に静岡県や公務の魅力を伝え、県庁を就職先の選択肢に加えてもらうため、また、公務に興味がある層に対して講演や採用試験の情報提供を通じ静岡県庁への志望度を高めてもらうため、県庁フェスと採用試験セミナーを同時開催しました。

実施時期	令和8年2月 13 日(金)
会 場	県庁
職 種	行政ほか事務系職種、土木ほか専門・技術系職種 計 15 職種
実施内容	・全体講演 講師:(株)くふうしずおか 代表取締役社長 堀口育代氏 『やりたいこと』は決めなくていい！挑戦を力に変えるキャリアの積み方 ・採用試験セミナー ・人材育成及び研修制度セミナー ・座談会 先輩職員の自己紹介、現在までの担当業務説明、フリートーク等 ・県庁見学
参加者数	100 人



メタバーズ de 採用相談会
9/26[金]・9/30[火]
学生さんも社会人の方も大歓迎！
約100種のAIアバターから好きな姿を自由に選択
静岡県庁のことなんでも聞いてね！
静岡県職員採用試験に関する相談会をメタバーズ会場で開催。
顔出し不要・匿名可の環境で、気軽に本書の相談。してみませんか？
お問い合わせ 静岡県人事委員会事務局職員課 ☎954-223-2275



令和7年度 開催日程決定！
静岡県庁 仕事スタディツアー
現場見学編！
県の専門・技術職員の仕事に興味のある方必見！
現役の県職員が、実際に管轄する現場で業務内容を説明！
実際に働く雰囲気ややりがいを体感できます！
対象者：県職員の専門・技術職種の仕事に興味がある学生等
内容：県が管轄する現場等の見学や案内、県職員との座談会等
申込期間：各職ふし静岡県
▶ <https://www.pref-shizuoka.lg.jp/>



県庁フェス ~静岡県庁で働こう~ & 採用試験セミナー
2026.2.13(金) 13:00 ▶ 16:00
静岡県庁別館(静岡市東区迫手町9-6) ※11時からの県庁見学は希望者のみ
当日の日程

時間	開催内容
11時~正午	県庁見学(希望者のみ) 定員50名
12時30分	講演等受付開始 定員150名
13時~16時	(1) 全体講演 (2) 先輩職員との座談(担当業務の紹介、質疑応答) (3) 採用試験セミナー(採用試験・日程、勤務条件等) (4) 人材育成及び研修制度セミナー
16時	終了

第3章 給与関係

人事委員会は、地方公務員法に基づき、給料表が適当であるかどうかについて、毎年少なくとも1回、議会及び知事に同時に報告しなければなりません。その際、給与を決定する諸条件の変化に応じて適当な勧告をする義務を負っており（情勢適応の原則）、その基礎資料とするため、県内の民間給与の実態調査等を行っています。

また、人事委員会は、給与制度の公正妥当な運用を確保するため、所要の規則の制定・改廃、給与支払の監理等を行っています。

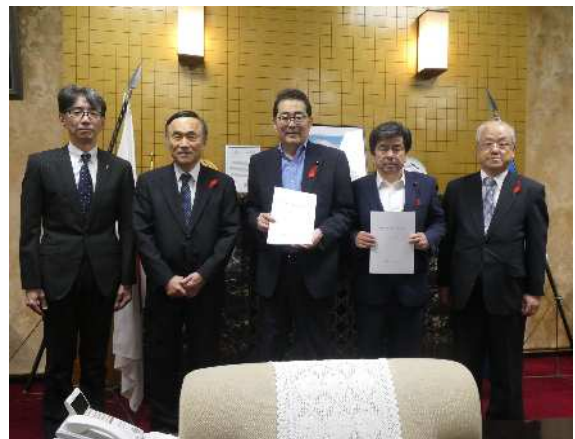
1 職員の給与等に関する報告及び勧告

地方公務員法第8条第1項第5号の規定に基づき、令和7年10月9日に議会及び知事に対して勧告を行いました。勧告までに各職員団体との話し合いを計17回行いました。

勧告に当たっては、公民の給与比較の基礎資料を得るため、毎年、「職員給与等実態調査」及び「職種別民間給与実態調査」を実施しています。



知事への勧告の様子



議長への勧告の様子

（1）職員給与等実態調査

毎年、4月1日現在在職し、給与条例の適用を受ける職員等を対象に、職員数、給料、諸手当等の状況について調査しています。

<調査対象職員>

（単位：人）

行政職	教育職	公安職	その他	合 計
6,088	14,590	6,067	833	27,578

(2) 職種別民間給与実態調査

毎年、人事院及び都道府県、政令指定都市等の人事委員会と共同で「職種別民間給与実態調査」を実施し、公務と類似の仕事をしている民間事業所の従業員について、その給与の実態を把握しています。

令和7年は、企業規模50人以上かつ事業所規模50人以上の県内1,762民間事業所から無作為に抽出した445事業所を対象に、4月23日から6月13日までの間、令和7年4月分として支払われた従業員の給与月額等について調査しました。

調査を円滑に進めるため、授産製品を協力のお礼として渡しています。

<調査対象事業所>

調査対象事業所	調査完了事業所	調査完了率
445 事業所 (※)	364 事業所	82.9%

※実際の調査等によって、規模の不適による事業所を除外した後の事業所数：439

<調査実人員>

初任給関係	初任給関係以外	合 計
1,362 人	19,116 人	20,478 人



局内説明会の様子



授産製品のコーヒー等

2 調査・研究

本県の人事行政の運営に資するよう、地方公務員法第8条第1項第2号の規定の趣旨を踏まえ、給与、勤務時間その他の勤務条件等の職員に関する制度について研究を行いました。

3 人事委員会規則の制定・改廃の状況

地方公務員法第8条第5項の規定に基づき、次のとおり人事委員会規則の制定・改廃を行いました。

＜人事委員会規則の制定・改廃の状況＞ (単位：件)

	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
制定	1	4	1	0	0
改正	20	26	24	31	28
廃止	0	0	0	0	0

4 給与の支払監理

地方公務員法第8条第1項第8号の規定に基づき、給与が条例及び規則等に則って決定され、支給されているかどうかを調査しています。

支払監理に当たっては、給与審査課の職員2人が対象機関を訪問し、資料の確認や担当者からの聞き取りを実施し、不備があったものについては速やかに是正するように求めています。

令和7年度は5件の文書指摘、11件の口頭指摘を行いました。

＜調査対象所属数＞ (単位：所属)

	R3年度※	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
知事部局	6 (2)	6 (2)	6 (2)	6 (2)	6 (2)
教育委員会	6 (2)	11 (2)	11 (2)	11 (2)	11 (2)
警察本部	4 (4)	7 (4)	7 (4)	7 (4)	7 (4)
計	16 (8)	24 (8)	24 (8)	24 (8)	24 (8)

(注) () は本庁の所属(内数)

※ 令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、8所属(学校及び警察署)の調査を中止した。

第4章 公平審査・労働基準監督等関係

公平審査は、職員の利益の保護、人事行政の公正の確保、公務の能率的な運営に資することを目的として、勤務条件に関する措置の要求、不利益処分についての審査請求等が人事委員会に対してなされた場合に、それぞれ所定の審査手続に従って処理を行うものです。

また、職員から勤務条件その他の人事管理に関する苦情の申出及び相談があった場合に、その職員に対し助言を行うほか、関係当事者に対し、伝達その他の必要な措置を行っています。

1 勤務条件に関する措置要求

地方公務員法第46条の規定による措置の要求について、2件の判定を行いました。

要求年月日	事案名	措置要求の内容	判定年月日	結果
R6. 12. 19	令和7年（措） 第1号事案	外郭団体業務の強要を 止めさせること など	R7. 9. 3	一部却下 一部棄却
R7. 6. 23	令和7年（措） 第2号事案	年休の復元 など	R8. 1. 21	認容

2 不利益処分に関する審査請求

不利益処分についての審査請求に関する規則第23条の規定による再審査請求について、請求理由が再審査事由に該当しないとして1件の不受理を決定しました。

請求年月日	事案名	審査請求の内容	裁決年月日	結果
R7. 6. 23	令和5年（審） 第2号再審査事案	裁決を受けた職員が、 再審査を求めたもの	R7. 7. 23	却下 (不受理)

3 苦情相談

地方公務員法第8条第1項第11号の規定に基づき、職員からの苦情相談を受け付け、処理しました。

(件数)

任命権者 相談区分	知 事		教育委員会		警察本部長		委託団体		計	
	受付	相談 終了	受付	相談 終了	受付	相談 終了	受付	相談 終了	受付	相談 終了
任 用 関 係	2	2	1	1	0	0	5	5	8	8
給 与 関 係	3	3	0	0	1	1	1	1	5	5
勤務条件関係	4	4	3	3	2	2	3	3	12	12
懲戒・分限処分関係	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
セクシュアル・ハラスメント関係	0	0	1	1	0	0	0	0	1	1
妊娠、出産、育児又は介護 に関するハラスメント	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
パワー・ハラスメント関係	4	4	6	6	4	4	3	3	17	17
職場のいじめ・嫌がらせ	1	1	0	0	0	0	0	0	1	1
そ の 他	13	13	2	2	2	2	3	3	20	20
計	27	27	13	13	9	9	15	15	64	64

(注) 委託団体とは、苦情相談を含む公平委員会事務を静岡県に委託し、その事務を静岡県人事委員会が処理する市町又は地方公共団体の組合をいい、14市町、21一部事務組合、1広域連合の36団体です。

4 労働基準監督機関としての職権の行使

地方公務員法第58条第5項の規定に基づき、労働基準監督機関としての職権を行使しました。改善すべき事項については、各事業所の責任者等に指導するほか、任命権者ごとに各事業所への指導を依頼しています。

(1) 労働基準法及び労働安全衛生法に基づく事業所調査

職員の勤務条件の向上及び安全衛生の確保を目的に、対象事業所の調査を実施しました。

①調査実施時期 書面調査 R 7 年10月、現地調査 R 7 年12月～R 8 年 2 月

②調査実施事業所

執行機関	事業所総数	書面調査実施数	左のうち、現地調査実施数
知 事 部 局	74	74	10
教育委員会	139	139	10
警 察 本 部	46	46	4
委 員 会 等	7	7	0
計	266	266	24

(注) 委員会等とは、議会事務局、選挙管理委員会、人事委員会事務局、監査委員事務局、労働委員会事務局、収用委員会事務局及び海区漁業調整委員会事務局をいいます。

③調査項目

- ・勤務時間、時間外勤務の状況
- ・安全管理体制
- ・執務環境
- ・過重労働による健康障害の防止措置 など

④調査結果

- ・36協定で定める上限時間を超える時間外勤務を命じていた事業所【9事業所】
- ・衛生委員会の開催回数基準（毎月1回以上）不適合【6事業所】
- ・衛生監理者の職場巡視基準（毎週1回以上）不適合【6事業所】
- ・産業医の職場巡視基準（原則毎月1回以上）不適合【33事業所】
- ・室の気積基準（10㎡以上／1人）不適合【34事業所】
- ・熱中症対策未実施【1事業所】

⑤調査後の対応

上記④の法令等の基準を満たしていない事業所に対して、口頭指導、指導通知の発出等により改善に向けた指導を行いました。

（２）労働基準法及び労働安全衛生法に基づく許可等の状況

	事 項	件数	根拠法令
労働基準法関係	解雇予告除外認定申請	7	労働基準法第20条
	宿直又は日直勤務許可申請	2	労働基準法第41条
	監視又は断続的労働に従事する者に対する適用除外許可申請	0	労働基準法第41条
	時間外労働・休日労働に関する協定届	151	労働基準法第36条
	小 計	160	
労働安全衛生法関係	総括安全衛生管理者選任報告	1	安衛法第10条・安衛則第2条
	衛生管理者選任報告	32	安衛法第12条・安衛則第7条
	産業医選任報告	10	安衛法第13条・安衛則第13条
	労働者死傷病報告	66	安衛法第100条・安衛則第97条
	ボイラー性能検査結果報告	3	ボイラー則第38条
	第一種圧力容器性能検査結果報告	17	ボイラー則第73条
	第一種圧力容器検査証書替申請	0	ボイラー則第79条
	機械等設置届	0	安衛法第88条・安衛則第86条
	小 計	129	
	合 計	289	

（注）安衛法とは労働安全衛生法、安衛則とは労働安全衛生規則、ボイラー則とはボイラー及び圧力容器安全規則をいいます。

5 時間外勤務命令の上限規制

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則第7条第4項の規定に基づき、任命権者から令和6年度における上限時間の原則及び特例を超えて時間外勤務を命じた職員の状況等の報告があったことから、任命権者に対し、多面的かつ効果的な取組を徹底するよう指導・助言を行いました。

(令和6年度：人)

	知事	教育委員会	警察本部	計
月45時間や年間360時間といった上限時間の原則を超えて時間外勤務を命じた職員数	776	6	0	782
月100時間や年間720時間等といった上限時間の特例を超えて時間外勤務を命じた職員数	340	31	211	582
計	1,116	37	211	1,364

6 管理職員等の範囲の指定

地方公務員法第52条第4項の規定に基づき、人事委員会規則で管理職員等の範囲を定めました。

(令和7年4月1日現在)

執行機関		職員数 A(人)	管理職員等数 B(人)	指定率 B/A(%)
知事部局		5,629	615	10.9
委員会等		95	33	34.7
教育委員会	事務局等	413	104	25.2
	県立学校	7,747	575	7.4
計		13,884	1,327	9.6

(注) 管理職員等とは、地方公務員法第52条第3項ただし書の規定により、重要な行政上の決定を行う職員等をいいます。

事務局等とは、教育委員会事務局、県立学校を除く教育機関をいいます。

県立学校とは、県立高校、県立中学校及び県立特別支援学校をいいます。

7 贈与等の報告書の審査

静岡県職員倫理条例第6条第5号の規定に基づき、任命権者から提出される贈与等の報告書を審査しました。

(令和7年1月分～12月分)

任命権者	件 数	内 訳		
		金銭、物品等の供与	供応接待	講演料等
知 事	47	5	42	0
教育委員会	15	0	15	0
警察本部長	0	0	0	0
委 員 会 等	0	0	0	0
計	62	5	57	0

8 退職手当の支給制限等の処分の調査審議

令和7年度において、静岡県職員の退職手当に関する条例第18条第1項の規定に基づき、退職手当の支給制限等の処分について調査審議した事案はありませんでした。

<資 料 編>

1 職員の推移

過去10年の職員数推移

(単位：人)

	給料表	28年度	29年度	30年度	R元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
① 行政職		6,615	6,382	6,389	6,403	6,405	6,363	6,319	6,228	6,111	6,088
	28年度比	100.0	96.5	96.6	96.8	96.8	96.2	95.5	94.1	92.4	92.0
② 研究職		354	358	357	351	341	343	337	324	311	317
	28年度比	100.0	101.1	100.8	99.2	96.3	96.9	95.2	91.5	87.9	89.5
③ 医療職(1)		25	28	26	23	23	23	24	26	24	26
	28年度比	100.0	112.0	104.0	92.0	92.0	92.0	96.0	104.0	96.0	104.0
④ 医療職(2)		328	301	290	290	286	301	280	274	266	271
	28年度比	100.0	91.8	88.4	88.4	87.2	91.8	85.4	83.5	81.1	82.6
⑤ 医療職(3)		105	108	111	114	112	111	108	105	100	106
	28年度比	100.0	102.9	105.7	108.6	106.7	105.7	102.9	100.0	95.2	101.0
⑥ 福祉職		103	104	102	101	105	109	114	110	108	113
	28年度比	100.0	101.0	99.0	98.1	101.9	105.8	110.7	106.8	104.9	109.7
⑦ 大学教育職		-	-	-	-	42	45	44	44	44	43
	28年度比	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
⑧ 高校教育職		6,498	6,537	6,499	6,476	6,594	6,601	6,451	6,295	6,133	5,960
	28年度比	100.0	100.6	100.0	99.7	101.5	101.6	99.3	96.9	94.4	91.7
⑨ 中小教育職		15,383	9,437	9,377	9,353	9,554	9,385	9,207	8,898	8,707	8,587
	28年度比	100.0	61.3	61.0	60.8	62.1	61.0	59.9	57.8	56.6	55.8
⑩ 公安職		6,129	6,158	6,178	6,167	6,167	6,173	6,166	6,148	6,112	6,067
	28年度比	100.0	100.5	100.8	100.6	100.6	100.7	100.6	100.3	99.7	99.0
⑪ 任期付研究員		3	1	-	-	-	-	-	-	-	-
	28年度比	100.0	33.3	-	-	-	-	-	-	-	-
全職		35,543	29,414	29,329	29,278	29,629	29,454	29,050	28,452	27,916	27,578
	28年度比	100.0	82.8	82.5	82.4	83.4	82.9	81.7	80.0	78.5	77.6

出典：職員給与実態調査

(注) 28年度比は平成28年度を100とした指数 「-」は調査実人員が0人であることを示します。

令和6年度以降は、定年年齢が段階的に引き上げられることに伴い60歳超の職員で60歳前の7割水準に減額されている者を除く(下表について同じ)。

過去10年の平均年齢推移

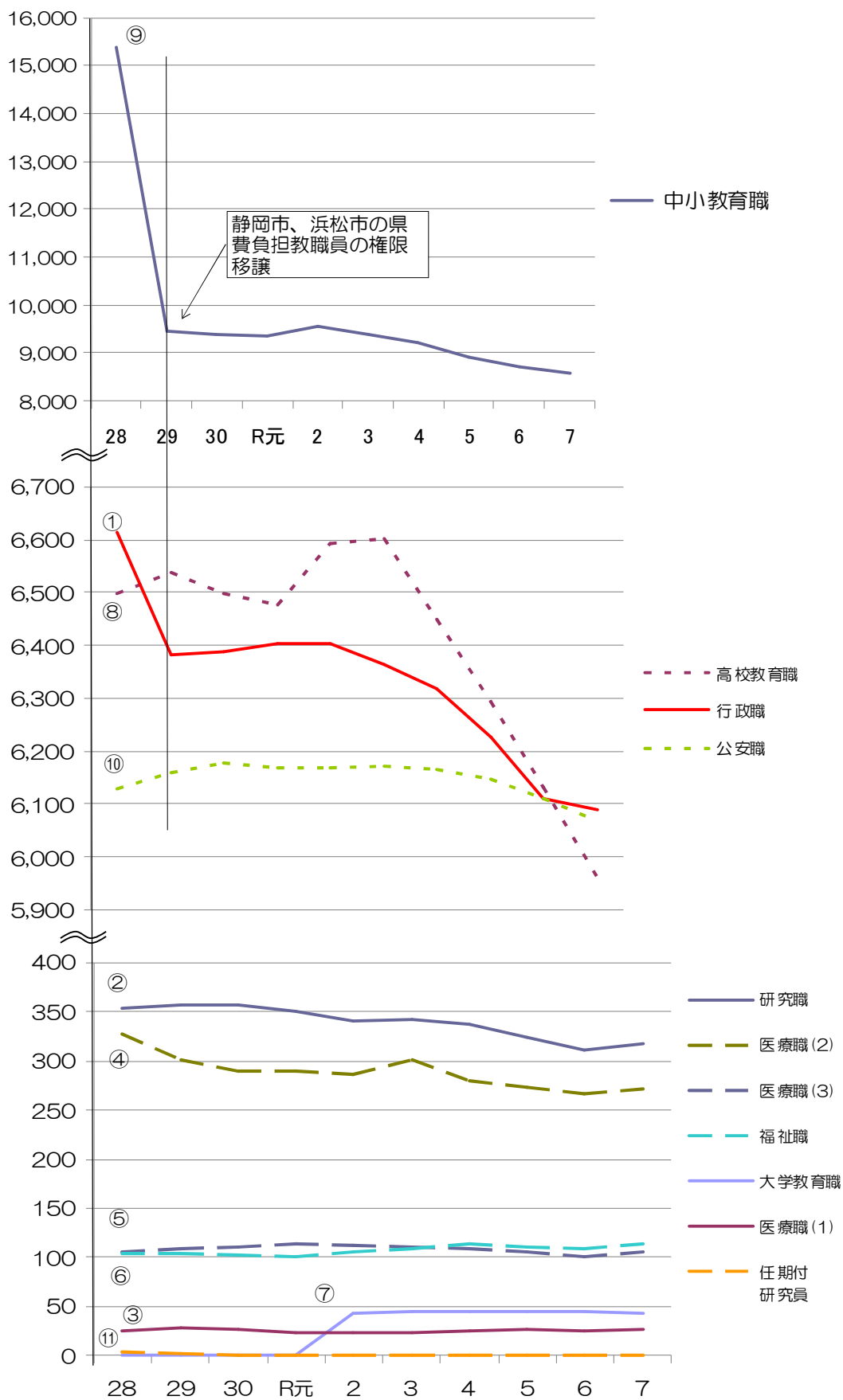
(単位：歳)

	給料表	28年度	29年度	30年度	R元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
行政職		42.4	42.3	42.4	42.2	42.2	42.3	42.2	42.0	42.0	41.8
	28年度との差	0.0	-0.1	0.0	-0.2	-0.2	-0.1	-0.2	-0.4	-0.4	-0.6
研究職		42.8	43.3	43.2	43.3	42.7	42.9	43.0	43.4	42.9	42.2
	28年度との差	0.0	0.5	0.4	0.5	-0.1	0.1	0.2	0.6	0.1	-0.6
医療職(1)		45.0	45.1	44.9	47.2	44.8	45.4	44.9	44.6	45.7	44.1
	28年度との差	0.0	0.1	-0.1	2.2	-0.2	0.4	-0.1	-0.4	0.7	-0.9
医療職(2)		38.8	39.2	39.6	40.0	39.7	39.8	40.7	41.2	41.8	41.7
	28年度との差	0.0	0.4	0.8	1.2	0.9	1.0	1.9	2.4	3.0	2.9
医療職(3)		43.6	43.1	41.9	41.2	40.7	40.3	38.7	38.3	37.3	37.0
	28年度との差	0.0	-0.5	-1.7	-2.4	-2.9	-3.3	-4.9	-5.3	-6.3	-6.6
福祉職		37.6	38.3	38.6	38.3	38.5	39.1	38.2	38.6	38.3	37.7
	28年度との差	0.0	0.7	1.0	0.7	0.9	1.5	0.6	1.0	0.7	0.1
大学教育職		-	-	-	-	54.3	55.3	56.8	57.4	53.4	53.4
	28年度との差	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
高校教育職		43.8	43.6	43.4	43.2	43.2	43.1	43.1	43.0	43.0	43.0
	28年度との差	0.0	-0.2	-0.4	-0.6	-0.6	-0.7	-0.7	-0.8	-0.8	-0.8
中小教育職		43.8	43.1	42.7	42.3	42.0	41.7	41.5	41.2	41.1	40.9
	28年度との差	0.0	-0.7	-1.1	-1.5	-1.8	-2.1	-2.3	-2.6	-2.7	-2.9
公安職		38.0	38.0	38.0	38.1	38.1	38.2	38.3	38.6	38.9	39.0
	28年度との差	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.2	0.3	0.6	0.9	1.0
任期付研究員		48.9	*	-	-	-	-	-	-	-	-
	28年度との差	0.0	*	-	-	-	-	-	-	-	-
全職		42.5	41.9	41.8	41.6	41.5	41.4	41.3	41.3	41.3	41.2
	28年度との差	0.0	-0.6	-0.7	-0.9	-1.0	-1.1	-1.2	-1.2	-1.2	-1.3

出典：職員給与実態調査

(注) 「*」は調査実人員が1人であることを示し「-」は調査実人員が0人であることを示します。

職員数推移



2 県職員採用試験・警察官採用試験の状況

(1) 県職員採用試験（大学卒業程度（全体））

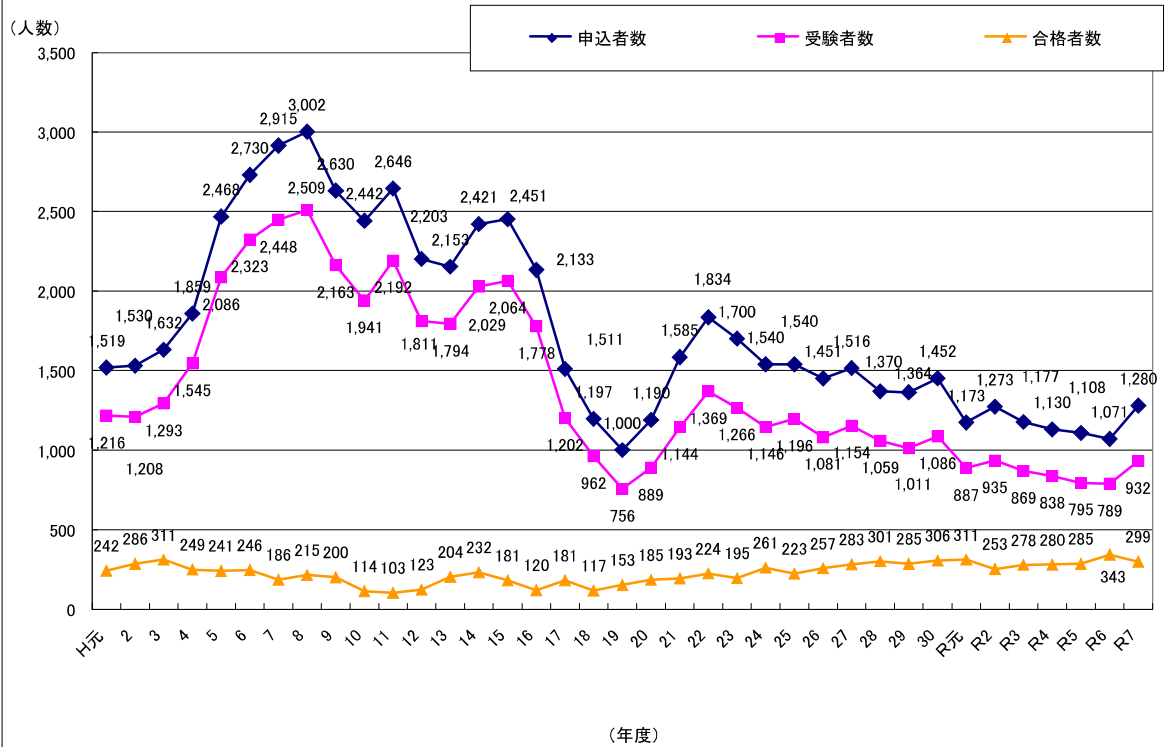
ア 実施状況

（単位：人、倍）

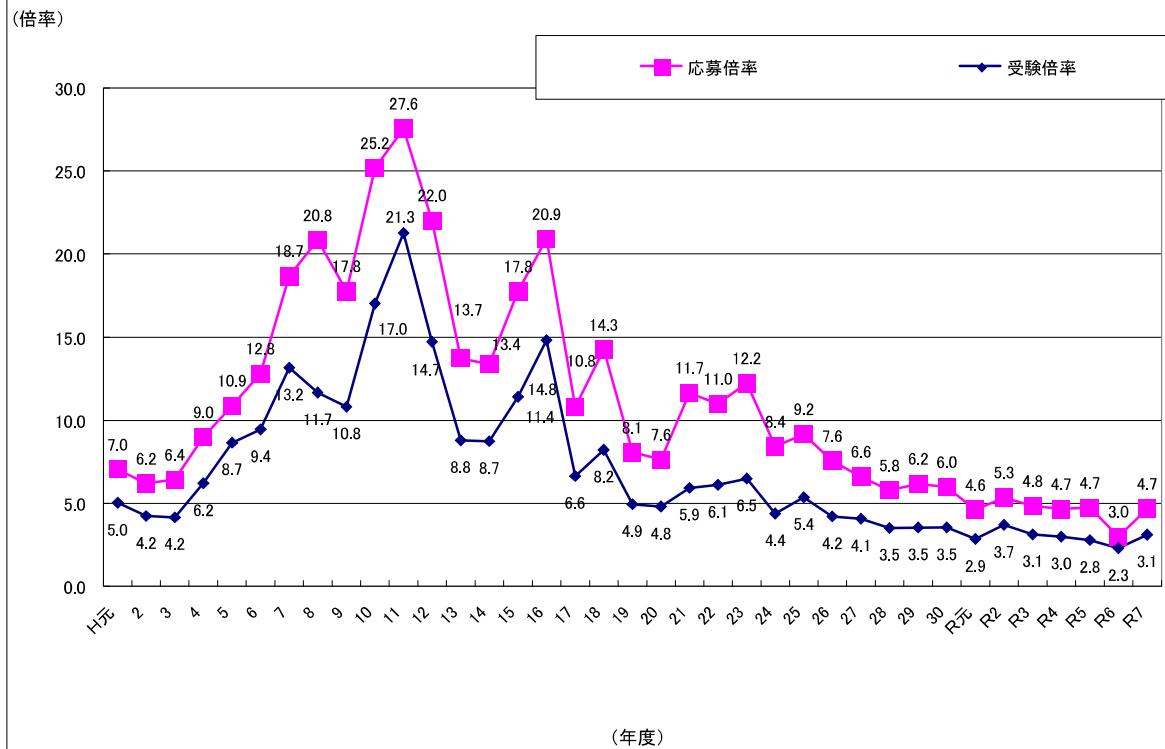
年度	公募数 A	申込者数 B	応募倍率 B/A	受験者数 C	合格者数 D	受験倍率 C/D	県内有効 求人倍率
H元	216	1,519 (374)	7.0	1,216 (296)	242 (41)	5.0	1.98
2	247	1,530 (413)	6.2	1,208 (322)	286 (83)	4.2	2.09
3	254	1,632 (466)	6.4	1,293 (358)	311 (84)	4.2	1.91
4	207	1,859 (572)	9.0	1,545 (478)	249 (63)	6.2	1.34
5	227	2,468 (789)	10.9	2,086 (660)	241 (56)	8.7	1.05
6	213	2,730 (982)	12.8	2,323 (815)	246 (70)	9.4	0.91
7	156	2,915 (1,013)	18.7	2,448 (859)	186 (47)	13.2	0.90
8	144	3,002 (1,075)	20.8	2,509 (892)	215 (73)	11.7	0.97
9	148	2,630 (939)	17.8	2,163 (770)	200 (45)	10.8	0.96
10	97	2,442 (951)	25.2	1,941 (738)	114 (31)	17.0	0.73
11	96	2,646 (1,063)	27.6	2,192 (870)	103 (40)	21.3	0.69
12	100	2,203 (876)	22.0	1,811 (712)	123 (58)	14.7	0.89
13	157	2,153 (870)	13.7	1,794 (636)	204 (78)	8.8	0.82
14	181	2,421 (933)	13.4	2,029 (784)	232 (94)	8.7	0.80
15	138	2,451 (967)	17.8	2,064 (802)	181 (68)	11.4	0.91
16	102	2,133 (815)	20.9	1,778 (684)	120 (55)	14.8	1.08
17	140	1,511 (613)	10.8	1,202 (505)	181 (81)	6.6	1.17
18	84	1,197 (478)	14.3	962 (371)	117 (54)	8.2	1.24
19	124	1,000 (408)	8.1	756 (301)	153 (75)	4.9	1.20
20	156	1,190 (471)	7.6	889 (338)	185 (89)	4.8	0.87
21	136	1,585 (674)	11.7	1,144 (478)	193 (90)	5.9	0.40
22	167	1,834 (712)	11.0	1,369 (525)	224 (85)	6.1	0.52
23	139	1,700 (620)	12.2	1,266 (448)	195 (73)	6.5	0.65
24	183	1,540 (493)	8.4	1,146 (369)	261 (92)	4.4	0.79
25	168	1,540 (568)	9.2	1,196 (450)	223 (99)	5.4	0.90
26	192	1,451 (499)	7.6	1,081 (374)	257 (109)	4.2	1.10
27	230	1,516 (536)	6.6	1,154 (422)	283 (126)	4.1	1.21
28	237	1,370 (504)	5.8	1,059 (388)	301 (132)	3.5	1.39
29	221	1,364 (527)	6.2	1,011 (387)	285 (140)	3.5	1.58
30	243	1,452 (526)	6.0	1,086 (385)	306 (118)	3.5	1.68
R元	255	1,173 (415)	4.6	887 (319)	311 (124)	2.9	1.48
R2	238	1,273 (464)	5.3	935 (336)	253 (109)	3.7	0.97
R3	243	1,177	4.8	869	278	3.1	1.16
R4	243	1,130	4.7	838	280	3.0	1.27
R5	234	1,108	4.7	795	285	2.8	1.20
R6	358	1,071	3.0	789	343	2.3	1.09
R7	274	1,280	4.7	932	299	3.1	1.06

（注）（ ）内は女性人数で全体の内数

イ 申込者数、受験者数及び合格者数の推移



ウ 応募倍率、受験倍率の推移



バブル景気 → 平成不況 → いざなぎ景気 → リーマンショック → 東日本大震災 → 新型コロナウイルス感染拡大

(2) 県職員採用試験(大学卒業程度(行政))

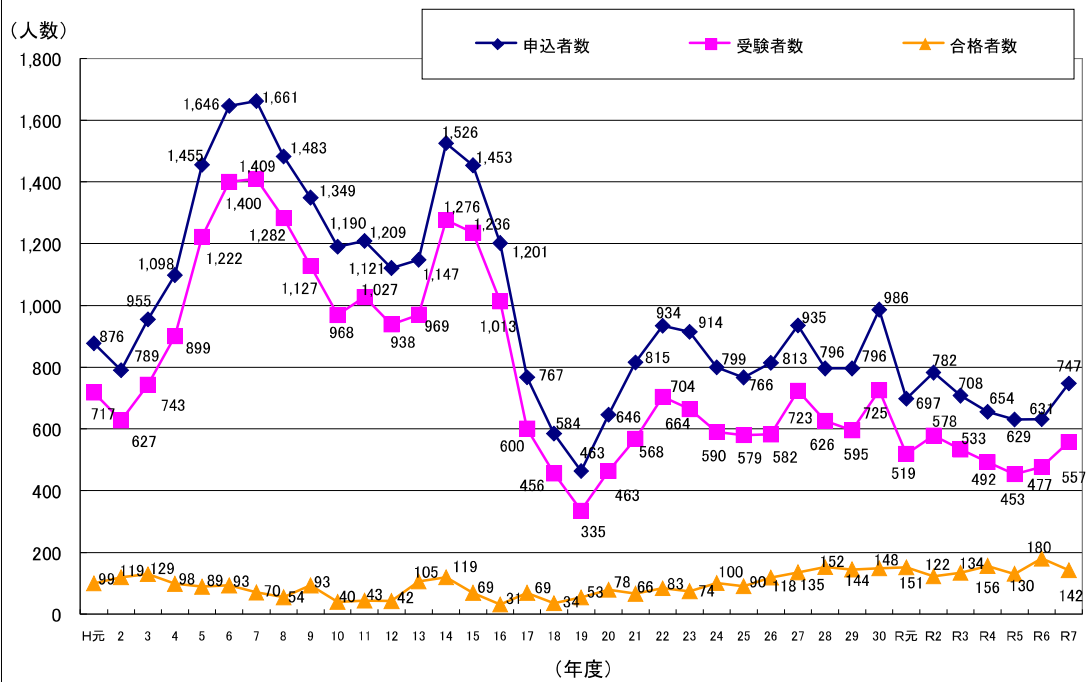
ア 実施状況

(単位:人、倍)

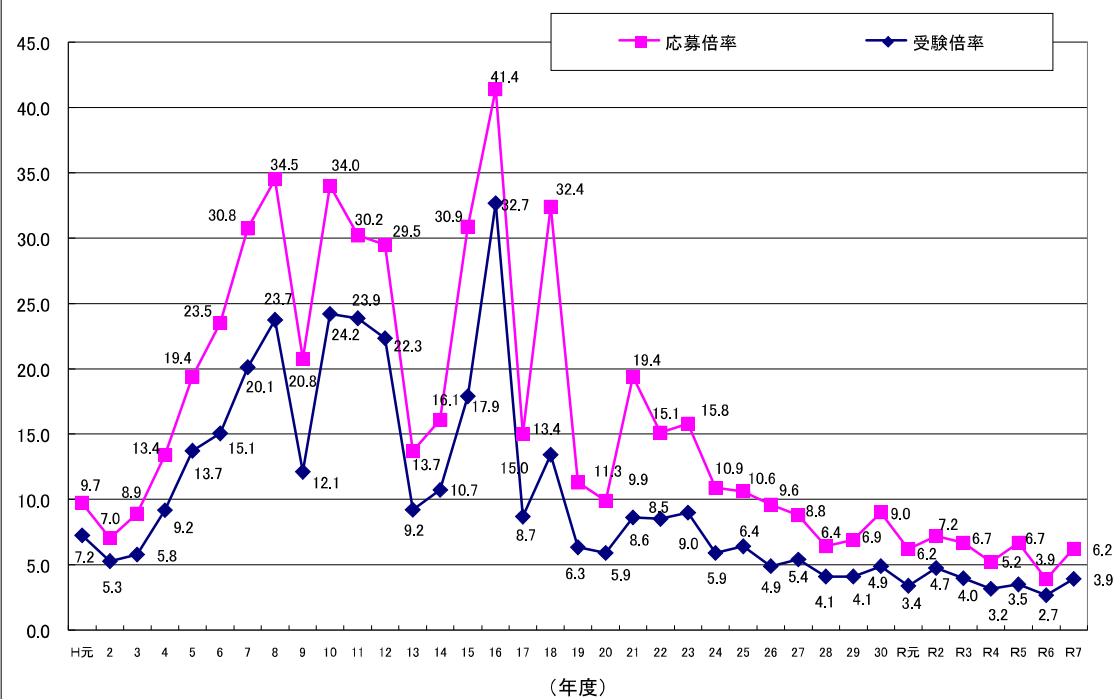
年度	区分	公募数 A	申込者数 B	応募倍率 B/A	受験者数 C	合格者数 D	受験倍率 C/D
H元	行政	90	876 (195)	9.7	717 (154)	99 (9)	7.2
2	行政	112	789 (205)	7.0	627 (153)	119 (34)	5.3
3	行政	107	955 (274)	8.9	743 (207)	129 (36)	5.8
4	行政	82	1,098 (341)	13.4	899 (285)	98 (21)	9.2
5	行政	75	1,455 (458)	19.4	1,222 (378)	89 (23)	13.7
6	行政	70	1,646 (590)	23.5	1,400 (487)	93 (26)	15.1
7	行政	54	1,661 (558)	30.8	1,409 (476)	70 (17)	20.1
8	行政	43	1,483 (478)	34.5	1,282 (407)	54 (17)	23.7
9	行政	65	1,349 (437)	20.8	1,127 (371)	93 (20)	12.1
10	行政	35	1,190 (405)	34.0	968 (321)	40 (8)	24.2
11	行政	40	1,209 (409)	30.2	1,027 (343)	43 (13)	23.9
12	行政	38	1,121 (366)	29.5	938 (305)	42 (15)	22.3
13	行政 教育	65 19	1,147 (391)	13.7	969 (334)	86 (32) 19 (10)	9.2
14	行政 教育	80 15	1,526 (574)	16.1	1,276 (475)	103 (41) 16 (9)	10.7
15	行政 教育	40 7	1,453 (517)	30.9	1,236 (426)	61 (19) 8 (5)	17.9
16	行政 教育	23 6	1,201 (412)	41.4	1,013 (355)	25 (10) 6 (4)	32.7
17	行政 教育	50 1	767 (254)	15.0	600 (205)	68 (28) 1 (1)	8.7
18	行政 教育	18 0	584 (198)	32.4	456 (144)	23 (7) 11 -	13.4
19	行政 教育	36 5	463 (160)	11.3	335 (110)	47 (23) 6 (5)	6.3
20	行政 教育	55 10	646 (238)	9.9	463 (154)	68 (34) 10 (3)	5.9
21	行政 教育	30 12	815 (288)	19.4	568 (194)	54 (19) 12 (7)	8.6
22	行政 教育	52 10	934 (307)	15.1	704 (219)	70 (24) 13 (3)	8.5
23	行政 教育	45 13	914 (324)	15.8	664 (230)	58 (23) 16 (8)	9.0
24	行政 教育	60 13	799 (239)	10.9	590 (168)	85 (28) 15 (2)	5.9
25	行政 教育	60 12	766 (285)	10.6	579 (215)	75 (37) 15 (4)	6.4
26	行政 教育	70 15	813 (264)	9.6	582 (195)	103 (42) 15 (5)	4.9
27	行政 教育	80 16	635 (208)	6.6	504 (172)	100 (41) 16 (6)	4.3
	総合型	10	300 (121)	30.0	219 (93)	19 (10)	11.5
28	従来型	85	535 (187)	6.3	428 (145)	112 (44)	3.8
	総合型	40	261 (102)	6.5	198 (80)	40 (22)	5.0
29	従来型	85	517 (174)	6.1	401 (134)	114 (52)	3.5
	総合型	30	279 (106)	9.3	194 (77)	30 (16)	6.5
30	従来型	70	469 (159)	6.7	388 (133)	100 (36)	3.9
	総合型	40	517 (181)	12.9	337 (115)	48 (13)	7.0
R元	I	73	404 (141)	5.5	316 (115)	106 (45)	3.0
	II	40	293 (78)	7.3	203 (53)	45 (12)	4.5
R2	I	71	408 (141)	5.7	318 (106)	81 (32)	3.9
	II	37	374 (129)	10.1	260 (86)	41 (17)	6.3
R3	I	69	429	6.2	325	94	3.5
	II	36	279	7.8	208	40	5.2
R4	I	85	376	4.4	290	111	2.6
	II	40	278	7.0	202	45	4.5
R5	I	65	374	5.8	285	94	3.0
	II	29	255	8.8	168	36	4.7
R6	I	118	312	2.6	245	131	1.9
	II	42	319	7.6	232	49	4.7
R7	I	75	257	3.4	195	87	2.2
	II	30	156	5.2	117	37	3.2
	II(秋季)	15	334	22.3	245	18	13.6

(注) () 内は女性人数で全体の内数

イ 申込者数、受験者数及び合格者の推移



ウ 応募倍率、受験倍率の推移



パブル景気 平成不景気 いざなぎ景気 リーマンショック 東日本大震災 新型コロナウイルス感染拡大

(3) 警察官採用試験

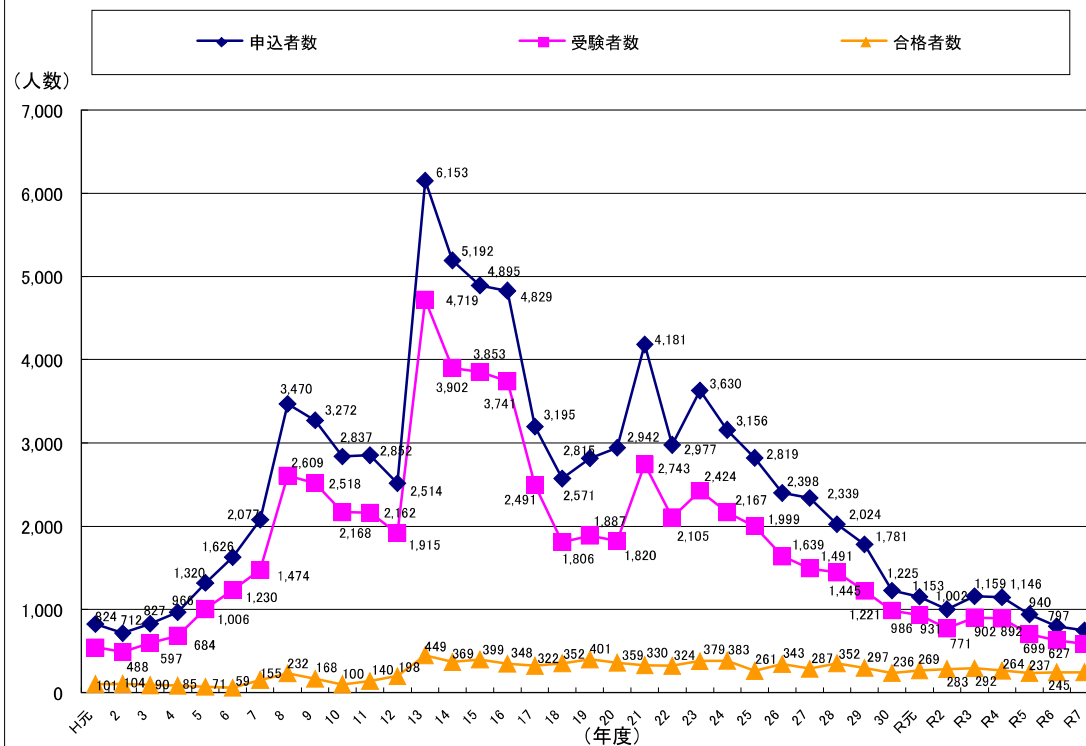
ア 実施状況

(単位：人、倍)

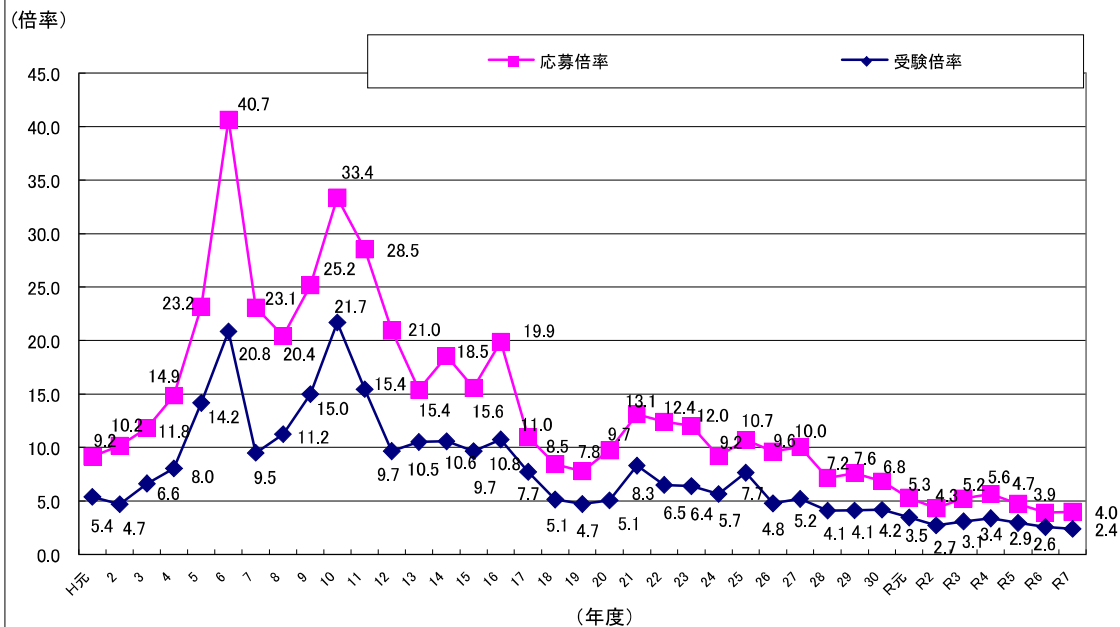
年度	公募数 A	申込者数 B	応募倍率 B/A	受験者数 C	合格者数 D	受験倍率 C/D
H 元	90	824 (0)	9. 2	543 (0)	101 (0)	5. 4
2	70	712 (0)	10. 2	488 (0)	104 (0)	4. 7
3	70	827 (236)	11. 8	597 (197)	90 (13)	6. 6
4	65	966 (304)	14. 9	684 (239)	85 (13)	8. 0
5	57	1, 320 (412)	23. 2	1, 006 (323)	71 (11)	14. 2
6	40	1, 626 (464)	40. 7	1, 230 (343)	59 (12)	20. 8
7	90	2, 077 (580)	23. 1	1, 474 (395)	155 (24)	9. 5
8	170	3, 470 (834)	20. 4	2, 609 (605)	232 (40)	11. 2
9	130	3, 272 (854)	25. 2	2, 518 (652)	168 (48)	15. 0
10	85	2, 837 (832)	33. 4	2, 168 (600)	100 (22)	21. 7
11	100	2, 852 (830)	28. 5	2, 162 (613)	140 (25)	15. 4
12	120	2, 514 (642)	21. 0	1, 915 (478)	198 (32)	9. 7
13	400	6, 153 (1, 471)	15. 4	4, 719 (1, 125)	449 (98)	10. 5
14	280	5, 192 (1, 138)	18. 5	3, 902 (821)	369 (52)	10. 6
15	314	4, 895 (949)	15. 6	3, 853 (716)	399 (30)	9. 7
16	243	4, 829 (846)	19. 9	3, 741 (612)	348 (25)	10. 8
17	291	3, 195 (571)	11. 0	2, 491 (421)	322 (22)	7. 7
18	304	2, 571 (403)	8. 5	1, 806 (280)	352 (31)	5. 1
19	362	2, 815 (480)	7. 8	1, 887 (311)	401 (60)	4. 7
20	302	2, 942 (556)	9. 7	1, 820 (323)	359 (33)	5. 1
21	319	4, 181 (822)	13. 1	2, 743 (514)	330 (30)	8. 3
22	240	2, 977 (620)	12. 4	2, 105 (386)	324 (32)	6. 5
23	302	3, 630 (725)	12. 0	2, 424 (444)	379 (42)	6. 4
24	344	3, 156 (558)	9. 2	2, 167 (365)	383 (53)	5. 7
25	263	2, 819 (559)	10. 7	1, 999 (352)	261 (38)	7. 7
26	249	2, 398 (445)	9. 6	1, 639 (278)	343 (52)	4. 8
27	233	2, 339 (552)	10. 0	1, 491 (302)	287 (43)	5. 2
28	283	2, 024 (449)	7. 2	1, 445 (289)	352 (53)	4. 1
29	234	1, 781 (380)	7. 6	1, 221 (237)	297 (47)	4. 1
30	179	1, 225 (242)	6. 8	986 (192)	236 (45)	4. 2
R 元	218	1, 153 (277)	5. 3	931 (232)	269 (42)	3. 5
R 2	231	1, 002 (200)	4. 3	771 (150)	283 (43)	2. 7
R 3	222	1, 159 (293)	5. 2	902 (231)	292 (47)	3. 1
R 4	203	1, 146 (262)	5. 6	892 (200)	264 (46)	3. 4
R 5	199	940 (225)	4. 7	699 (173)	237 (53)	2. 9
R 6	204	797	3. 9	627	245	2. 6
R 7	188	748	4. 0	586	245	2. 4

(注) () 内は女性人数で全体の内数

イ 申込者数、受験者数及び合格者数の推移



ウ 応募倍率、受験倍率の推移



バブル景気 → 平成不況 → いざなぎ景気 → リーマンショック → 東日本大震災 → 新型コロナウイルス感染拡大

3 職員の給与等に関する報告及び勧告の状況

(1) 人事委員会勧告公民較差の推移

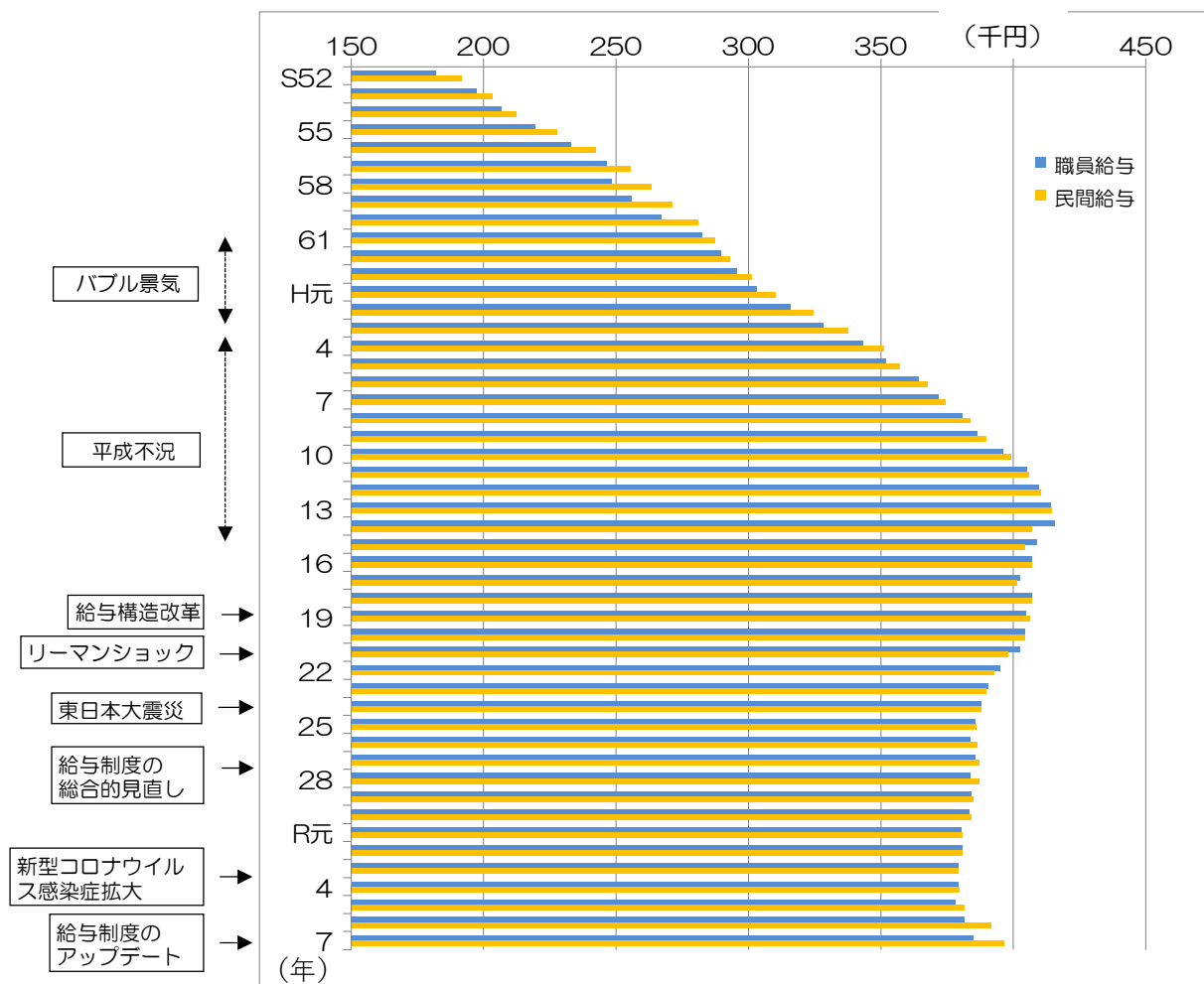
年	勧告日	職員給与	民間給与	公民較差		国の官民較差（参考）		給料表	期末手当	勤勉手当	計	対前年増減
				率（％）	金額（円）	率（％）	金額（円）					
S52	52.10.11	182,002	191,931	6.9	12,549	5.66	10,010	○	3.9	1.1	5.0	
53	53.10.25	197,263	203,364	3.79	7,482	3.36	6,472	○	3.8	1.1	4.9	▲ 0.10
54	54.10.24	206,767	212,577	3.63	7,507	3.18	6,463	○	3.8	1.1	4.9	0.00
55	55.10.20	219,527	227,495	4.55	9,985	3.81	8,110	○	3.8	1.1	4.9	0.00
56	56.10.20	233,018	242,200	5.04	11,745	4.11	9,234	○	3.8	1.1	4.9	0.00
57	57.10.19	246,290	255,483	4.53	11,158	3.81	9,077	○	3.8	1.1	4.9	0.00
58	58.10.20	248,428	263,384	6.43	15,976	6.20	14,855	○	3.8	1.1	4.9	0.00
59	59.10.18	255,907	271,250	6.39	16,349	6.17	15,139	○	3.8	1.1	4.9	0.00
60	60.10.18	267,084	280,982	5.51	14,737	5.32	13,462	○	3.8	1.1	4.9	0.00
61	61.10.17	282,264	287,425	2.28	6,426	2.03	5,433	○	3.8	1.1	4.9	0.00
62	62.10.19	289,637	293,113	1.46	4,241	1.31	3,597	○	3.8	1.1	4.9	0.00
63	63.10.14	295,456	301,152	2.33	6,878	2.00	5,560	○	3.8	1.1	4.9	0.00
H元	1.10.13	302,788	310,169	3.08	9,319	2.55	7,280	○	3.9	1.2	5.1	0.20
2	2.10.19	315,649	324,477	3.66	11,552	2.94	8,680	○	4.15	1.2	5.35	0.25
3	3.10.14	328,124	337,768	3.68	12,062	3.05	9,327	○	4.25	1.2	5.45	0.10
4	4.10.13	343,140	350,830	2.83	9,694	2.35	7,526	○	4.25	1.2	5.45	0.00
5	5.10.13	351,917	357,023	1.88	6,609	1.59	5,250	○	4.1	1.2	5.3	▲ 0.15
6	6.10.12	364,315	367,927	1.17	4,257	1.03	3,485	○	4.0	1.2	5.2	▲ 0.10
7	7.10.11	371,634	374,463	0.88	3,260	0.80	2,788	○	4.0	1.2	5.2	0.00
8	8.10.11	380,682	383,657	0.91	3,466	0.84	2,977	○	4.0	1.2	5.2	0.00
9	9.10.9	386,520	389,615	0.97	3,740	0.91	3,287	○	4.05	1.2	5.25	0.05
10	10.10.9	396,232	398,861	0.73	2,879	0.72	2,642	○	4.05	1.2	5.25	0.00
11	11.10.8	404,967	405,984	0.25	1,025	0.28	1,062	○	3.75	1.2	4.95	▲ 0.30
12	12.10.10	409,773	410,167	0.10	394	0.12	457		3.6	1.15	4.75	▲ 0.20
13	13.10.4	414,195	414,496	0.07	310	0.08	311		3.55	1.15	4.7	▲ 0.05
14	14.10.4	415,654	407,192	▲ 2.04	▲ 8,462	▲ 2.02	▲ 7,801	▲	3.5	1.15	4.65	▲ 0.05
15	15.10.6	408,824	404,362	▲ 1.09	▲ 4,462	▲ 1.07	▲ 4,054	▲	3.0	1.4	4.4	▲ 0.25
16	16.10.4	406,884	406,865	▲ 0.005	▲ 19	0.01	39		3.0	1.4	4.4	0.00
17	17.10.3	402,745	401,464	▲ 0.32	▲ 1,281	▲ 0.36	▲ 1,389	▲	3.0	1.45	4.45	0.05
18	18.10.2	406,898	406,876	▲ 0.005	▲ 22	0.00	18		3.0	1.45	4.45	0.00
19	19.10.9	404,709	406,219	0.37	1,510	0.35	1,352	○	3.0	1.5	4.5	0.05
20	20.10.10	404,607	404,263	▲ 0.09	▲ 344	0.04	136		3.0	1.5	4.5	0.00
21	21.10.6	402,652	398,117	▲ 1.13	▲ 4,535	▲ 0.22	▲ 863	▲	2.75	1.4	4.15	▲ 0.35
22	22.10.6	395,128	392,763	▲ 0.6	▲ 2,365	▲ 0.19	▲ 757	▲	2.6	1.35	3.95	▲ 0.20
23	23.10.26	390,458	389,710	▲ 0.19	▲ 748	▲ 0.23	▲ 899	▲	2.6	1.35	3.95	0.00
24	24.10.19	387,580	387,649	0.02	69	▲ 0.07	▲ 273		2.6	1.35	3.95	0.00
25	25.10.17	385,856	385,908	0.01	52	0.02	76		2.6	1.35	3.95	0.00
26	26.10.17	383,630	386,410	0.72	2,780	0.27	1,090	○	2.6	1.5	4.1	0.15
27	27.10.15	385,503	387,008	0.39	1,505	0.36	1,469	○	2.6	1.6	4.2	0.10
28	28.10.13	383,881	387,255	0.88	3,374	0.17	708	○	2.6	1.7	4.3	0.10
29	29.10.12	384,035	384,896	0.22	861	0.15	631	○	2.6	1.8	4.4	0.10
30	30.10.11	383,511	384,147	0.17	636	0.16	655	○	2.6	1.85	4.45	0.05
R元	1.10.10	380,487	380,904	0.11	417	0.09	387	○	2.6	1.9	4.5	0.05
2	2.10.21特別給 2.11.9月例給	380,783	380,752	▲ 0.01	▲ 31	▲ 0.04	▲ 164		2.55	1.9	4.45	▲ 0.05
3	3.10.14	379,274	379,332	0.02	58	0.00	▲ 19		2.4	1.9	4.3	▲ 0.15
4	4.10.14	379,174	379,946	0.20	772	0.23	921	○	2.4	2	4.4	0.10
5	5.10.13	378,305	381,474	0.84	3,169	0.96	3,869	○	2.45	2.1	4.5	0.10
6	6.10.11	381,506	391,494	2.62	9,988	2.76	11,183	○	2.5	2.1	4.6	0.10
7	7.10.9	384,737	396,332	3.01	11,595	3.62	15,014	○	2.525	2.125	4.65	0.05

（注）1 現行のラスパイレ方式による給与勧告制度は昭和35年から実施。

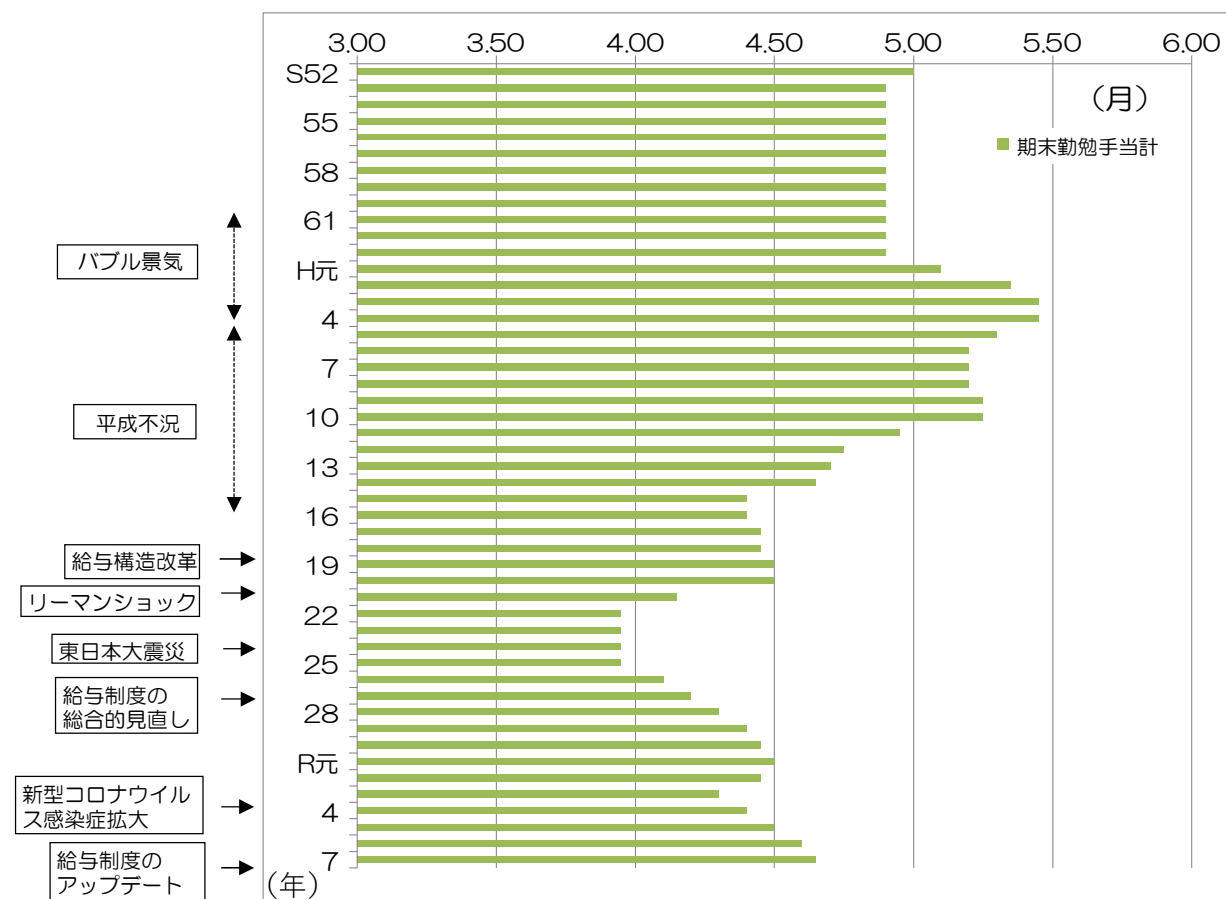
2 昭和63年から平成13年までについては民間給与の逡及改定分が含まれているため、職員給与と民間給与の差が公民較差と一致しません。

3 給料表の○は増額改定、▲は減額改定。

職員給与及び民間給与の推移



期末勤勉手当の支給月数の推移



令和7年 職員の給与等に関する報告及び勧告の概要

令和7年10月9日
静岡県人事委員会

本年の給与勧告のポイント

- 民間給与との較差（3.01%）を解消するため、給料月額を引上げ
- 民間の支給割合との均衡を考慮し、ボーナスを引上げ（0.05月分）
- 公民給与の比較方法を見直し（比較対象企業規模 50人以上 → 100人以上）

月例給、ボーナスともに
4年連続で引上げ

I-1-1 (1) 民間給与との比較

- ・企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の調査対象445事業所中364事業所の約1万8千人の個人別給与を調査
- ・国と同様に、行政課題の複雑化・多様化に伴う職務・職責の困難化に対応するため、比較対象企業規模を100人以上に見直し※

※ 見直しの結果、調査完了した364事業所のうち比較対象となったのは315事業所

ア 月例給 公務と民間の4月分給与を調査し、主な給与決定要素である役職段階、年齢及び学歴の同じ者同士を比較

民間給与	職員給与	較差
396,332 円	384,737 円	11,595 円 (3.01%)

注) 行政職、平均年齢41.8歳

イ 特別給（ボーナス） 昨年8月から本年7月までの1年間における特別給を比較

民間の支給割合	職員の支給月数
年間 4.66 月分	年間 4.60 月分

注) きまって支給する給与のうち所定外給与（時間外手当等）
以外の給与月額に対する割合（月数）

I-1-1 (2) 改定の内容

ア 月例給（改定率 3.01%、改定額 11,572円） 《令和7年4月1日実施》

(ア) 給料表 a 行政職給料表

(月例給) 人事院勧告における国家公務員の俸給表の改定を考慮して改定

若年層に重点を置きつつ、その他の職員も昨年を大幅に上回る引上げ改定

(初任給) 大卒程度試験に係る初任給 12,000円引上げ 高卒程度試験に係る初任給 12,200円引上げ

b その他の給料表

行政職給料表との均衡を基本に改定

(2) 令和7年「職員の給与等に関する報告及び勧告」の概要
(令和7年10月9日公表資料)

令和7年 職員の給与等に関する報告及び勧告の概要

令和7年10月9日
静岡県人事委員会

I-1-2 改定の内容

ア(イ) 医師・歯科医師に対する初任給調整手当 《令和7年4月1日実施》

医療職給料表(1)の改定を勘案し、医師及び歯科医師の処遇を確保する観点から、引上げ改定

ウ) 特勤手当等 《令和7年4月1日実施》

① 著しく不便な地に所在する公署（特勤公署）に勤務する職員に支給される特勤手当と地域手当との減額調整を廃止

② 特勤公署等への採用に伴い転居を行った職員を特勤手当に準ずる手当の支給対象に追加

イ 特別給（ボーナス） 《令和7年4月1日実施》

ア) 支給月数の改定

民間の支給状況等を踏まえ、年間 4.60月分から年間 4.65月分に引上げ ※期末手当及び勤労手当に0.025月分ずつ均等に配分

一般職員の場合の支給月数		6月期	12月期	年間
令和7年度	期末手当	1.25月（支給済）	1.275月（現行1.25月分）	4.65月（現行4.60月分）
	勤労手当	1.05月（支給済）	1.075月（現行1.05月分）	
令和8年度以降	期末手当	1.2625月	1.2625月	4.65月
	勤労手当	1.0625月	1.0625月	

イ) 期末・勤労手当における在職期間等の取扱い 《令和8年4月1日実施》

国の取扱いを踏まえ、研究休職のうち、職務に密接に関連し、公務に特に資する研究に従事した期間を在職期間等に通算

月例給、特別給が勧告どおりに実施された場合の平均年間給与（行政職職員） **6,693,000円（+218,000円）**

I-2 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備等（給与制度のアップデート）

人材の確保等の課題に対応するため本年4月から実施している給与制度のアップデートにおいて、地域手当の見直しを段階的に実施

地域手当及び給料の特例措置（段階的実施の2年目） 《令和8年4月1日実施》

地域手当の支給割合を引き上げるとともに、給料表の給料月額に乘じる一定の率を引下げ

県内在勤者の地域手当の支給割合：一律4.15% → **一律 5.0%** 給料表の給料月額に乘じる一定の率：1.43% → **0.62%**

I-3 その他の給与改定

● 通勤手当

ア 交通機関等と自動車等の交通用具を併用する者が利用する駐車場等に係る通勤手当 《令和8年4月1日実施》

国の改定を考慮して、1か月あたりの上限額を3,000円から5,000円に引上げ（※）

※ 勤務公署側区間と住居側区間の両方で駐車場等を利用し、その料金を負担する者については、1か月あたり6,000円を上限とする

※ 支給額について駐車料金相当額の2分の1の額とする措置は廃止

イ 月の途中で採用された職員等の通勤手当 《任命権者において対応可能な時期に実施》

国の改定を考慮して、月の途中で採用された職員等に対して、採用日等から通勤手当を支給できるよう措置することが適当

● 宿日直手当 《令和7年4月1日実施》

国家公務員に支給される手当の改定に準じて支給額の上限を引上げ

● 職員の月例給与水準を適切に確保するための措置 《法改正後に実施》

「月例給与水準が地域別最低賃金に相当する額を下回る場合にその差額を補填するための手当」が法改正により新設された場合の対応

→ 国の取扱いを踏まえ、本県においても同手当を新設することが適当

I-4 教育職員の処遇

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の成立を受け、その趣旨を踏まえた所要の改正を実施

● 教職調整額の引上げ等 《令和8年1月1日実施》

小学校等の教育職員に支給される教職調整額について、給料月額の4%から10%へ段階的に引上げ

※ 教職調整額の対象とならない校長、教頭等については、給料表の給料月額に一定額を新たに加算し、その後、段階的に引上げ

● 義務教育等教員特別手当の見直し 《令和8年1月1日実施》

小中学校等の教育職員に支給される義務教育等教員特別手当について、月額8,600円を超えない範囲で、分掌する校務類型に応じて支給

● その他の課題

新たに設置が可能となった教職員間の調整等を行う「主務教諭」については、県教育委員会における検討結果を踏まえて対応していく

Ⅱ 職員の勤務条件等に関する諸課題及び対応について

近年の本県の採用試験においては、合格倍率の低下に加え公募数を満たす合格者を確保できない職種が多数発生



- 本委員会は、静岡県における人事行政の課題において「人材の確保」が最も重要であると認識し、採用試験の実施や広報活動において、就業希望者の目線に立った取組を進めている
- 就業希望者にとって「魅力ある、選ばれる職場」であることが重要であることから、働きやすく、魅力ある勤務環境の整備を進めていくことが求められる
- 職員の懲戒処分事案が後を絶たないことは、人材の確保にも影響を与えるものである。静岡県職員及び静岡県に対する信頼回復のため、職員、管理職、任命権者には、それぞれコンプライアンス意識の徹底や相談しやすい職場づくりなどを改めて求める

Ⅱ-1 人材の確保

試験制度の改善

- 採用が困難となっている職種を対象とした早期試験や秋季試験の実施により年3回の試験を定例化したが、更なる受験機会の拡大を進めていくことが必要である
- 就業希望者の能力実証が適切に行われるかという視点を持ちつつ、試験準備の負担軽減を図るため、試験の在り方についても任命権者の意見を踏まえながら検討を進めることが必要である
- 教育職員、警察官についても人材の確保が困難となっている。試験実施時期等の改善を進めているが、今後も現状の分析を踏まえた更なる確保対策に努めていくことを求めたい

公務の魅力発信の強化

- 広報活動においては、県職員が就業希望者と直接対話することで、その公務の魅力を伝えることを重視してきた
- 今後、就業中の人でも参加しやすい平日夕方に開催するオンライン相談会や、メタバース空間を活用した説明会の開催により就業希望者が参加しやすい環境を整備していく
- 個別に大学等を訪問して行う説明会や転職希望者を対象とする合同企業説明会への参加も増やしていく
- 新卒者だけでなく、社会人経験者を含む就業希望者に県職員の魅力への理解を促すとともに、全体的に早期化している大学生の就職活動スケジュールに合わせた見直しも進めていく

任命権者との連携

- 知事部局で策定を進めている「静岡県人材育成・確保基本方針」において「求められる職員像」を明確化することとしている。本委員会は各任命権者と連携し、求められる職員の確保に向け、試験改善や広報活動を行うとともに、就業希望者にとって魅力ある職場づくりを促進し、人材の安定的な確保を目指していく

障害者雇用等に関する取組

- 県教育委員会においては、障害のある方の雇用率を年々引き上げているものの法定雇用率が達成されていないため、本委員会は速やかに法定雇用率を達成することを求めるとともに、その取組を支援していく
- 任命権者には、障害のある職員が長く定着し活躍できる職場づくりへの取組を求める

Ⅱ-2 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現

過度な時間外労働の是正

長時間労働は、健康の維持や仕事と家庭生活との両立など個々の職員の生活に支障をきたすとともに、能率の低下や組織としての活力の低下など公務の運営にも悪影響を及ぼすおそれがある。さらに人材確保の観点から「選ばれる職場」を目指すことに加え、「離職防止」の点からも最も改善が求められる課題

- すべての任命権者において職員1人当たりの年間時間外勤務時間数が減少するなど、任命権者による取組が一定程度進んでいることが伺えるが、上限時間の特例を超えた職員の人数は、コロナ禍前に比べて多い状況である
- 管理監督職には、各所属において事業の精選や業務分担の平準化、在庁時間と時間外勤務の乖離の確認など適切なマネジメントを行うことを求めるとともに、リーダーシップを発揮し、業務時間を削減していこうとする気運を醸成させることを期待する
- 任命権者は、総合的かつ横断的な対策を講じ、総業務量及び総労働時間の縮減を図る必要がある。特に「予算・決算業務」「人事管理業務」について削減に向けた取組の推進を求める。加えて、生成AIの活用など、新しい働き方による職場改善が推進されることを期待する

教職員の多忙化の解消

給特法等改正法が公布され、教育職員の1箇月時間外在校等時間を平均30時間程度とすることなどが言及された

教職員が児童生徒と向き合う時間を確保し、質の高い授業やきめ細かな指導を進めることができる環境を整えることは、次代を担う子どもたちの学力の向上や成長等にとって重要な課題

- 時間外在校等時間が2年連続して減少したが、依然として上限時間の特例及び原則を超えた教育職員は全体の半数近くを占めている
- 校長等の管理職には、リーダーシップを発揮し、校務の精選・効率化、教職員の業務分担の平準化を図るなど、適切なマネジメントを行うことや教職員への意識啓発を図ることにより各学校における時間外在校等時間削減に向けた気運を醸成させていくことを求めたい
- 県教育委員会は、AIをはじめとするデジタル技術の活用による教育職員の業務の効率化を図る必要がある。加えて、学校・教師が担う業務に係る3分類を踏まえた業務の仕分けについても、積極的に取り組むことを求める
- 県教育委員会は、小学校・中学校における時間外在校等時間の削減に向け、市町教育委員会と課題認識を共有して連携した取組を進めることが必要である

子育て支援及び介護支援等の充実

子育てや介護等を行う職員の仕事と家庭の両立支援の充実は、職員がそれぞれのライフステージに応じた働き方をしながら長期的に意欲を持って仕事に取り組み、その能力を十分に発揮して職務に精励することを可能にするために重要な課題

- 任命権者には、子育て・介護等を行う職員を職場全体で応援できるよう、育児休業等の取得に係る代替職員の確保など当該職員・職場の支援体制を充実させるとともに、特に管理職に対して、多種多様な制度の周知徹底や理解促進を図ることを求める
- 管理職には、制度を利用する職員を職場全体でサポートする気運の醸成を図ることを求める
- 男性が育児休業を取得しやすい職場づくりは進んでいるが、任命権者は引き続き取得率を高める取組を総合的に進めていく必要がある
- 任命権者は、介護に係る休暇等の制度の利用についても、引き続き、職場への周知や理解を促進していく必要がある

Ⅱ-2 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現

多様な働き方の実現

職員がそのライフスタイルに応じて求める多様で柔軟な働き方の実現は、職員の業務効率の向上・能力発揮・健康保持やワーク・ライフ・バランスの実現に資するのみならず、静岡県職員・職場の魅力の向上及び人材の確保にもつながる重要な課題

- 本県においては、個々の職員の事情に応じた多様な働き方を可能とする制度が整備されてきた。任命権者には、今後も、各職場の業務の性質や特徴に応じて、これらの制度の活用・拡充を進めていくことを求める
- 睡眠時間を含めた生活時間の十分な確保や時間外労働の縮減が、心身の健康維持やワーク・ライフ・バランスの実現のために重要であることから、フレックスタイム制などの多様な働き方の導入について検討していく必要がある

Ⅱ-3 職員の心身の健康の保持・増進

心の健康づくりの推進

精神疾患による長期療養者は最近5年間で大幅に増加しているが、長期療養者の発生は本人や家族への影響だけでなく職場全体にも影響を及ぼすものであり、その防止を図ることは喫緊の課題

- 任命権者には、ストレスチェックを早期のケアに結びつけるために面談の勧奨について工夫することやオンライン面談など時間的・心理的に活用しやすい面談・相談体制の整備などを図るとともに、管理職等に対するメンタルヘルスケア等の実践的な研修や長期療養者の円滑な職場復帰を図るための支援体制や再発防止体制の充実を図ることを求める
- 管理職には、不調の兆候が見られる職員に対する速やかな医師面談等の勧奨や他部署の優良な取組例の参考などによる職場環境の改善を進めるとともに、長期療養者に対する療養期間中のケアや復帰した際の職場全体での支援の実施を求める

ハラスメント防止対策の推進

職場におけるハラスメントは、職員個人の尊厳や人格を傷つけ、心身の健康に悪影響を及ぼすとともに、職員の士気・公務能率の低下や職員の休職・退職など貴重な人材の損失につながるものであり、対策を講ずべき重要な課題

- 任命権者には、全てのハラスメントがあってはならないものとして発生を防止するとともに、発生した場合に適切に対処できる体制の整備を求める
- 管理職には、自身の役割の重要性を自覚し、風通しの良い職場環境の醸成などによりハラスメントのない職場づくりを求める。加えて、職員から相談等があった場合は相手の立場を尊重して対応するとともに、その状況に応じて速やかに必要な措置を講ずることを求める
- カスタマーハラスメントについては、任命権者には、疑われる事例が発生した場合の組織的な対応について職員全体に周知徹底することを、管理職には、困難事例には自らが対応することも含めた対応した職員への支援など、速やかに必要な措置を講ずることを求める

(3) 令和7年人事委員会勧告の状況（都道府県別）

都道府県	R7公民給与				R7公民較差		R7給料表 の改定	賞与の改定		
	職員給与 順位	職員給与 (円)	民間給与 順位	民間給与 (円)	較差 (円)	較差 (%)	給料表	改定前	改定後	改定月数
北海道	13	380,719	13	391,917	11,198	2.94	引上げ	4.60	4.65	0.05
青森県	46	355,367	46	366,158	10,791	3.04	引上げ	4.55	4.65	0.10
岩手県	41	361,752	41	372,727	10,975	3.03	引上げ	4.60	4.65	0.05
宮城県	23	376,223	22	387,787	11,564	3.07	引上げ	4.60	4.65	0.05
秋田県	32	368,922	33	380,247	11,325	3.07	引上げ	4.60	4.65	0.05
山形県	27	371,970	27	383,829	11,859	3.19	引上げ	4.60	4.65	0.05
福島県	24	375,425	24	386,590	11,165	2.97	引上げ	4.60	4.65	0.05
茨城県	6	388,351	6	400,160	11,809	3.04	引上げ	4.60	4.65	0.05
栃木県	26	372,300	28	383,608	11,308	3.04	引上げ	4.60	4.65	0.05
群馬県	21	376,650	21	387,901	11,251	2.99	引上げ	4.60	4.65	0.05
埼玉県	7	388,191	5	401,829	13,638	3.51	引上げ	4.60	4.65	0.05
千葉県	22	376,270	19	388,169	11,899	3.16	引上げ	4.60	4.65	0.05
東京都	1	418,577	1	432,157	13,580	3.24	引上げ	4.85	4.90	0.05
神奈川県	2	398,009	2	410,327	12,318	3.09	引上げ	4.60	4.65	0.05
新潟県	15	379,463	16	389,156	9,693	2.55	引上げ	4.60	4.65	0.05
富山県	30	371,260	29	382,886	11,626	3.13	引上げ	4.60	4.65	0.05
石川県	29	371,274	30	382,780	11,506	3.10	引上げ	4.60	4.65	0.05
福井県	36	366,677	36	377,705	11,028	3.01	引上げ	4.60	4.65	0.05
山梨県	16	379,396	14	390,732	11,336	2.99	引上げ	4.60	4.65	0.05
長野県	14	379,844	15	390,697	10,853	2.86	引上げ	4.60	4.65	0.05
岐阜県	18	377,348	18	388,336	10,988	2.91	引上げ	4.60	4.65	0.05
静岡県	10	384,737	11	396,332	11,595	3.01	引上げ	4.60	4.65	0.05
愛知県	4	392,981	3	405,162	12,181	3.10	引上げ	4.60	4.65	0.05
三重県	8	386,951	8	398,579	11,628	3.01	引上げ	4.60	4.65	0.05
滋賀県	9	384,781	10	396,557	11,776	3.06	引上げ	4.60	4.65	0.05
京都府	20	376,896	17	388,889	11,993	3.18	引上げ	4.60	4.65	0.05
大阪府	11	383,969	9	396,605	12,636	3.29	引上げ	4.60	4.65	0.05
兵庫県	3	393,789	4	405,150	11,361	2.89	引上げ	4.60	4.65	0.05
奈良県	25	373,294	25	385,184	11,890	3.19	引上げ	4.60	4.65	0.05

都道府県	R7公民給与				R7公民較差		R7給料表 の改定	賞与の改定		
	職員給与 順位	職員給与 (円)	民間給与 順位	民間給与 (円)	較差 (円)	較差 (%)	給料表	改定前	改定後	改定月数
和歌山県	17	377,853	23	387,096	9,243	2.45	引上げ	4.60	4.65	0.05
鳥取県	45	356,614	45	366,799	10,185	2.86	引上げ	4.35	4.45	0.10
島根県	40	361,773	39	373,679	11,906	3.29	引上げ	4.40	4.50	0.10
岡山県	12	381,499	12	392,494	10,995	2.88	引上げ	4.60	4.65	0.05
広島県	5	388,476	7	400,019	11,543	2.97	引上げ	4.60	4.65	0.05
山口県	33	368,788	34	379,941	11,153	3.02	引上げ	4.60	4.65	0.05
徳島県	34	368,596	35	379,471	10,875	2.95	引上げ	4.60	4.65	0.05
香川県	31	370,318	31	381,431	11,113	3.00	引上げ	4.60	4.65	0.05
愛媛県	42	358,700	42	369,710	11,010	3.07	引上げ	4.60	4.65	0.05
高知県	47	342,040	47	353,192	11,152	3.26	引上げ	4.45	4.50	0.05
福岡県	19	376,904	20	388,130	11,226	2.98	引上げ	4.60	4.65	0.05
佐賀県	43	357,980	43	368,985	11,005	3.07	引上げ	4.60	4.65	0.05
長崎県	28	371,942	26	384,239	12,297	3.31	引上げ	4.60	4.65	0.05
熊本県	35	367,851	32	380,899	13,048	3.55	引上げ	4.60	4.65	0.05
大分県	39	361,886	40	372,954	11,068	3.06	引上げ	4.60	4.65	0.05
宮崎県	44	357,047	44	368,027	10,980	3.08	引上げ	4.60	4.65	0.05
鹿児島県	38	363,550	37	376,719	13,169	3.62	引上げ	4.60	4.65	0.05
沖縄県	37	364,311	38	375,271	10,960	3.01	引上げ	4.60	4.65	0.05
国	—	414,480	—	429,494	11,891	2.87	引上げ	4.60	4.65	0.05

(4) 令和7年人事委員会勧告の状況（政令市、和歌山市、特別区）

政令市等	R7公民給与				R7公民較差		R7給料表 の改定	賞与の改定		
	職員給与 順位	職員給与 (円)	民間給与 順位	民間給与 (円)	較差 (円)	較差 (%)	給料表	改定前	改定後	改定月数
札幌市	21	363,491	22	375,449	11,958	3.29	引上げ	4.60	4.65	0.05
仙台市	18	382,080	17	393,713	11,633	3.04	引上げ	4.55	4.60	0.05
さいたま市	3	415,579	3	427,612	12,033	2.90	引上げ	4.60	4.65	0.05
千葉市	4	414,504	5	426,564	12,060	2.91	引上げ	4.60	4.65	0.05
横浜市	9	405,080	8	418,549	13,469	3.33	引上げ	4.60	4.65	0.05
川崎市	1	426,817	1	439,511	12,694	2.97	引上げ	4.60	4.65	0.05
相模原市	14	387,655	14	401,246	13,591	3.51	引上げ	4.60	4.65	0.05
新潟市	19	380,882	20	391,493	10,611	2.79	引上げ	4.60	4.65	0.05
静岡市	17	382,674	18	393,616	10,942	2.86	引上げ	4.60	4.65	0.05
浜松市	20	380,042	19	392,544	12,502	3.29	引上げ	4.60	4.65	0.05
名古屋市	11	400,397	10	413,930	13,533	3.38	引上げ	4.60	4.65	0.05
京都市	7	407,368	7	419,148	11,780	2.89	引上げ	4.60	4.65	0.05
大阪市	6	408,077	6	420,730	12,653	3.10	引上げ	4.60	4.65	0.05
堺市	5	414,362	4	426,976	12,614	3.04	引上げ	4.60	4.65	0.05
神戸市	2	416,513	2	428,641	12,128	2.91	引上げ	4.60	4.65	0.05
岡山市	10	400,508	11	412,068	11,560	2.89	引上げ	4.60	4.65	0.05
広島市	15	386,653	16	398,044	11,391	2.95	引上げ	4.60	4.65	0.05
北九州市	8	406,180	9	418,481	12,301	3.03	引上げ	4.60	4.65	0.05
福岡市	13	389,179	13	402,457	13,278	3.41	引上げ	4.60	4.65	0.05
熊本市	22	362,108	21	376,140	14,032	3.88	引上げ	4.60	4.65	0.05
和歌山市	16	386,287	15	398,137	11,850	3.07	引上げ	4.60	4.65	0.05
特別区	12	391,462	12	406,322	14,860	3.80	引上げ	4.85	4.90	0.05
国	—	414,480	—	429,494	11,891	2.87	引上げ	4.60	4.65	0.05

(5) 過去における「勤務条件等に関する諸課題」の報告項目

年度	項 目	委員名
H18	1 時間外勤務の縮減及び職員の健康管理 時間外縮減、メンタルヘルス対策、生活習慣病の予防 2 男女が共同して働きやすい職場環境づくり 3 育児のための短時間勤務制度等及び自己啓発等休業制度 育児・介護のための短時間勤務制度、自己啓発等休業制度の検討 4 職員の能力開発及び育成	井口 賢明 川口 正俊 内山 博之
H19	1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進 派遣研修の充実、自己啓発休業制度の整備・活用 2 勤務時間の見直し 3 時間外勤務の縮減 4 心の健康管理 メンタルヘルス対策 5 男女が共同して働きやすい職場環境づくり 6 新たな人事評価制度の導入	井口 賢明 澤田 茂夫 内山 博之
H20	1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進 2 時間外勤務の縮減 3 心の健康管理（メンタルヘルス対策） 4 男女が共に働きやすい職場環境づくり 育児短時間勤務制度を利用した環境づくり 5 コンプライアンスの徹底	井口 賢明 澤田 茂夫 寺田 一彦
H21	1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進 (1) 育児休業、看護又は介護のための休暇制度の充実 (2) 時間外勤務の縮減 (3) 心の健康管理（メンタルヘルス対策） 2 職員の士気高揚と公務員倫理の徹底 (1) 活気あふれる職場環境づくり (2) コンプライアンス（法令遵守）の徹底 3 臨時及び非常勤の職員の処遇 勤務条件、任用のあり方研究、臨時的任用教育職員のあり方	寺田 一彦 澤田 茂夫 小川 良昭
H22	1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進 育児休業、時間外縮減 2 職員の健康管理 メンタルヘルス対策、病休制度見直し 3 非常勤職員の処遇 非常勤の育児休業導入	寺田 一彦 澤田 茂夫 小川 良昭

年度	項 目	委員名
H23	1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進 育児休業、時間外縮減、教員多忙化 2 メンタルヘルス対策 パワハラ・セクハラの防止 3 定年延長に向けた制度の見直し	寺田 一彦 澤田 茂夫 小川 良昭
H24	1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進 子育て支援、時間外縮減、教員多忙化 2 メンタルヘルス対策 パワハラ・セクハラの防止 3 高齢期における職員の雇用問題	小川 良昭 澤田 茂夫 岸田 勝彦
H25	1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進 (1) 子育て支援及び介護支援 (2) 時間外勤務の縮減 (3) 教育職員の多忙化の解消 (4) 配偶者帯同休業制度 2 メンタルヘルス対策 3 雇用と年金の接続 4 公務員制度改革 5 公務に対する信頼の確保	小川 良昭 池谷 亨士 岸田 勝彦
H26	1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進 (1) 子育て支援及び介護支援 (2) 過度な時間外勤務の解消 (3) 教育職員の多忙化の解消 2 メンタルヘルス対策 3 雇用と年金の接続 (1) 雇用と年金の接続の在り方 (2) 再任用職員の給与 4 公務員制度改革 5 公務に対する信頼の確保	小川 良昭 池谷 亨士 岸田 勝彦
H27	1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進 (1) 子育て支援及び介護支援 (2) 過度な時間外勤務の解消 (3) 教職員の多忙化の解消 (4) 柔軟で多様な働き方と働きやすい職場環境づくり 2 メンタルヘルス対策 3 雇用と年金の接続 4 公務員制度改革 5 公務に対する信頼の確保	小川 良昭 池谷 亨士 岸田 勝彦

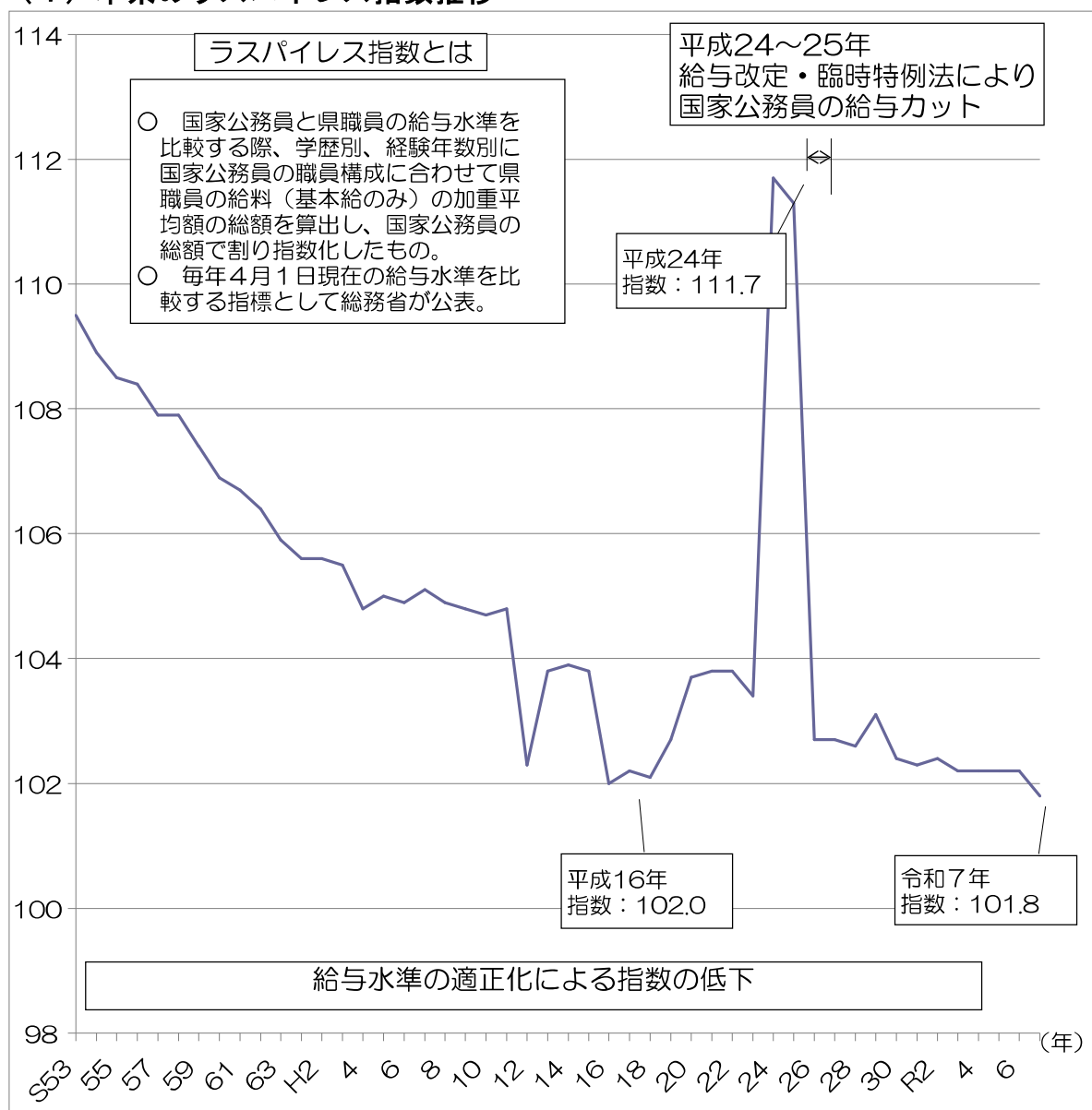
年度	項 目	委員名
H28	1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現 (1) 過度な時間外労働の是正 (2) 教職員の多忙化の解消 (3) 子育て支援及び介護支援の充実 2 職員の心身の健康の保持・増進 (1) メンタルヘルス対策 (2) ハラスメント対策 3 雇用と年金の接続 4 人事評価制度の整備 5 公務に対する信頼の確保	小川 良昭 池谷 亨士 岸田 勝彦
H29	1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現 (1) 過度な時間外労働の是正 (2) 教職員の多忙化の解消 (3) 子育て支援及び介護支援の充実 2 職員の心身の健康の保持・増進 3 雇用と年金の接続 4 人事評価制度の整備 5 臨時・非常勤職員に係る法改正への対応 6 公務に対する信頼の確保	小川 良昭 白井 満 岸田 勝彦
H30	1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現 (1) 過度な時間外労働の是正 (2) 教職員の多忙化の解消 (3) 子育て支援及び介護支援等の充実 2 職員の心身の健康の保持・増進 (1) 心の健康づくりの推進 (2) ハラスメント防止対策の推進 3 定年の引上げ 4 人事評価制度の整備 5 臨時・非常勤職員の勤務条件の改善 6 公務に対する信頼の確保	小川 良昭 白井 満 岸田 勝彦
R元	1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現 (1) 過度な時間外労働の是正 (2) 教職員の多忙化の解消 (3) 子育て支援及び介護支援等の充実 2 職員の心身の健康の保持・増進 (1) 心の健康づくりの推進 (2) ハラスメント防止対策の推進 3 定年の引上げ 4 能力・実績に基づく人事管理の推進 5 会計年度任用職員制度の円滑導入 6 障害者雇用に関する取組 7 公務に対する信頼の確保	小川 良昭 白井 満 岡部比呂男

年度	項 目	委員名
R2	1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現 (1) 過度な時間外労働の是正 (2) 教職員の多忙化の解消 (3) 子育て支援及び介護支援等の充実 2 職員の心身の健康の保持・増進 (1) 心の健康づくりの推進 (2) ハラスメント防止対策の推進 3 定年の引上げ 4 能力・実績に基づく人事管理の推進 5 障害者雇用に関する取組 6 公務に対する信頼の確保	小川 良昭 白井 満 岡部比呂男
R3	1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現 (1) 過度な時間外労働の是正 (2) 教職員の多忙化の解消 (3) 子育て支援及び介護支援等の充実 (4) 多様な働き方の実現 2 職員の心身の健康の保持・増進 (1) 心の健康づくりの推進 (2) ハラスメント防止対策の推進 3 能力・実績に基づく人事管理の推進 4 人材の確保 5 障害者雇用等に関する取組 6 公務に対する信頼の確保	小川 良昭 佐藤 典生 岡部比呂男
R4	1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現 (1) 過度な時間外労働の是正 (2) 教職員の多忙化の解消 (3) 子育て支援及び介護支援等の充実 (4) 多様な働き方の実現 2 職員の心身の健康の保持・増進 (1) 心の健康づくりの推進 (2) ハラスメント防止対策の推進 3 人材の確保 4 障害者雇用等に関する取組 5 公務に対する信頼の確保	小川 良昭 佐藤 典生 岡部比呂男
R5	1 人材の確保 2 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現 (1) 過度な時間外労働の是正 (2) 教職員の多忙化の解消 (3) 子育て支援及び介護支援等の充実 (4) 多様な働き方の実現 3 職員の心身の健康の保持・増進 (1) 心の健康づくりの推進 (2) ハラスメント防止対策の推進 4 障害者雇用等に関する取組 5 公務に対する信頼の確保	小川 良昭 佐藤 典生 岡部比呂男

年度	項 目	委員名
R6	1 人材の確保 2 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現 (1) 過度な時間外労働の是正 (2) 教職員の多忙化の解消 (3) 子育て支援及び介護支援等の充実 (4) 多様な働き方の実現 3 職員の心身の健康の保持・増進 (1) 心の健康づくりの推進 (2) ハラスメント防止対策の推進 4 障害者雇用に関する取組 5 公務に対する信頼の確保	小川 良昭 佐藤 典生 岡部比呂男
R7	1 人材の確保 (1) 試験制度の改善 (2) 公務の魅力発信の強化 (3) 任命権者との連携 (4) 障害者雇用等に関する取組 2 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現 (1) 過度な時間外労働の是正 (2) 教職員の多忙化の解消 (3) 子育て支援及び介護支援等の充実 (4) 多様な働き方の実現 3 職員の心身の健康の保持・増進 (1) 心の健康づくりの推進 (2) ハラスメント防止対策の推進	小川 良昭 八木 敏裕 岡部比呂男

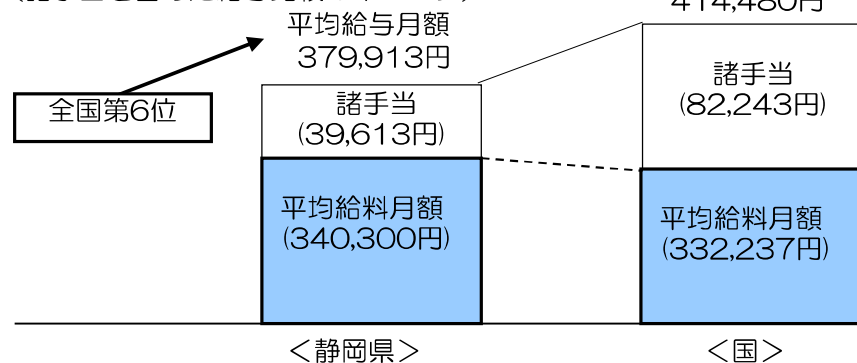
4 ラスパイレス指数の推移

(1) 本県のラスパイレス指数推移



国家公務員と地方公務員の基本給である平均給料月額により算出した令和7年のラスパイレス指数は、国を100.0とした場合に101.8と全国第1位となっていますが、平均給与月額については全国第6位です。

(諸手当を含めた給与比較のイメージ)



(2) ラスパイレス指数推移（都道府県別）

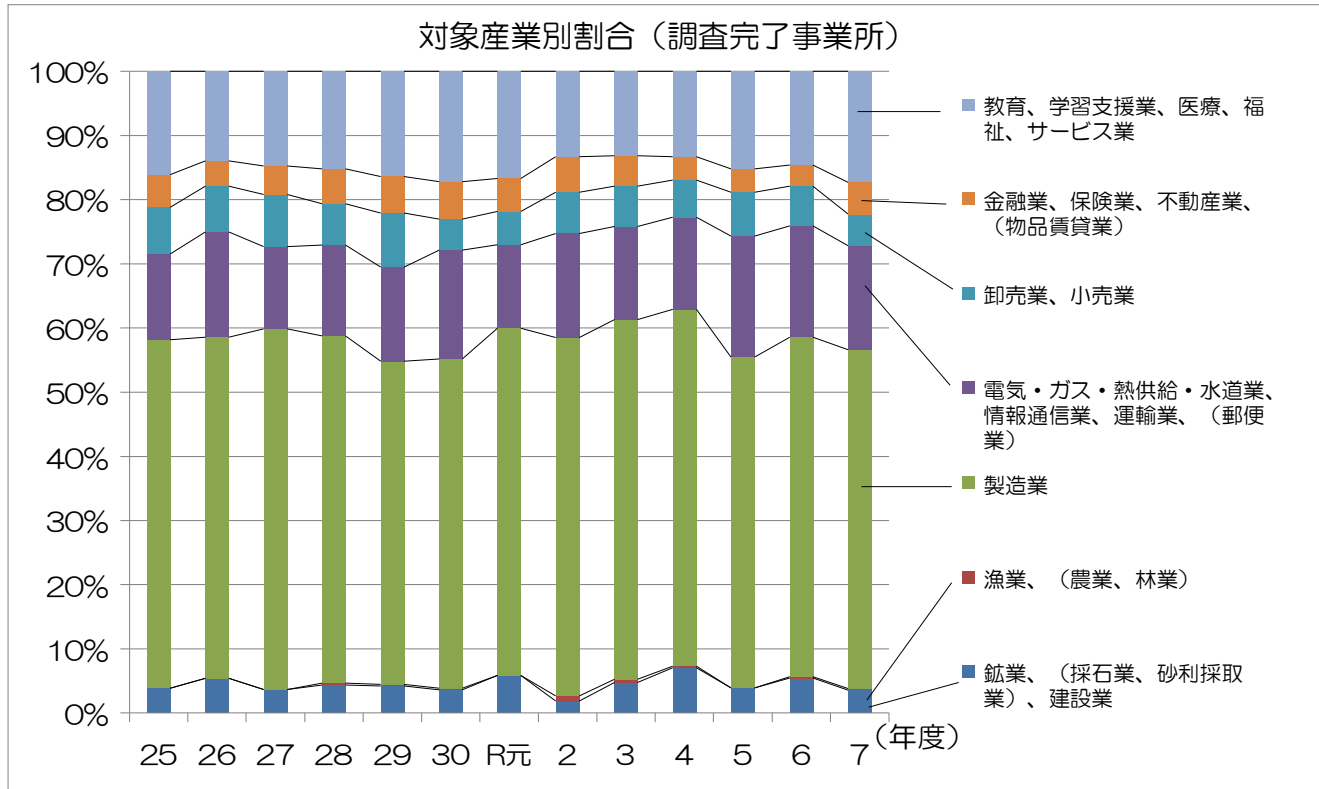
年 県名	S45年		55年		H元年		5年		10年		30年		R3年		R4年		R5年		R6年		R7年		R7-R6	R7年平均給与月額による全国順位		
	指数	位	指数	位	指数	位	指数	位	指数	位	指数	位	指数	位	指数	位	指数	位	指数	位	指数	位		平均給与月額（円）		
																									位	
北海道	105.9	20	105.6	27	102.1	41	102.3	40	102.3	39	98.6	38	99.2	34	99.1	33	98.9	36	99.0	36	99.2	34	0.2	371,498	13	
青森	98.7	44	103.6	40	103.0	32	102.1	43	102.8	25	97.9	44	96.8	45	96.8	45	96.8	45	96.8	45	96.8	47	0.0	349,607	45	
岩手	98.0	45	101.8	47	101.7	42	102.2	41	102.5	35	99.3	33	99.5	26	99.6	23	99.5	24	99.4	27	99.6	22	0.2	360,341	32	
宮城	99.2	43	106.7	13	103.2	29	102.9	33	102.9	23	100.0	25	100.1	19	100.0	19	100.2	11	100.0	14	100.1	12	0.1	368,430	21	
秋田	101.7	38	103.6	40	101.6	44	102.8	35	102.6	30	101.1	6	100.2	16	100.2	14	99.9	18	100.1	13	100.2	9	0.1	363,266	28	
山形	97.8	46	102.6	45	102.6	37	103.2	26	103.7	13	100.4	15	100.0	20	100.0	19	100.0	16	100.2	11	99.8	18	△ 0.4	363,086	29	
福島	103.9	27	106.7	13	103.3	26	103.1	30	102.6	30	100.7	11	100.4	12	100.4	12	100.1	13	100.0	14	100.2	9	0.2	366,674	26	
茨城	105.5	21	106.8	11	104.0	14	104.0	14	103.5	15	101.0	8	100.4	12	100.2	14	100.1	13	100.2	11	100.3	8	0.1	377,342	9	
栃木	104.0	26	105.6	27	104.8	9	104.2	10	103.2	17	101.0	8	100.3	15	100.2	14	99.6	19	99.4	27	99.4	28	0.0	362,243	30	
群馬	104.2	25	104.4	39	104.0	14	103.9	16	103.6	14	100.4	15	100.2	16	100.1	17	100.1	13	100.0	14	100.0	15	0.0	366,691	24	
埼玉	108.6	11	111.1	4	106.0	5	105.1	5	104.3	5	100.3	20	101.0	5	100.7	4	100.4	8	100.3	9	100.0	15	△ 0.3	377,673	8	
千葉	107.4	17	109.4	6	106.0	5	104.4	9	103.0	18	100.1	24	99.8	22	99.7	22	99.6	19	99.6	21	99.6	22	0.0	370,184	16	
東京	121.8	1	111.6	2	107.2	2	107.4	1	104.8	3	101.4	5	100.8	7	100.6	7	100.5	6	100.5	6	100.5	6	0.0	409,878	1	
神奈川	116.8	2	112.2	1	108.2	1	107.1	2	105.1	2	102.5	1	101.6	3	100.7	4	100.0	16	100.0	14	99.5	25	△ 0.5	391,309	2	
新潟	101.6	40	104.8	36	102.4	39	103.2	26	103.0	18	100.4	15	99.1	35	99.1	33	98.7	37	99.5	24	99.2	34	△ 0.3	368,809	20	
富山	100.8	42	106.0	24	103.7	22	103.4	22	103.0	18	99.2	34	99.3	32	99.4	28	99.3	30	99.2	34	99.4	28	0.2	359,143	33	
石川	108.1	13	106.6	17	102.6	37	102.7	37	102.5	35	99.9	26	99.8	22	99.5	25	99.6	19	99.5	24	97.8	43	△ 1.7	360,884	31	
福井	102.5	35	105.3	30	104.0	14	103.1	30	102.6	30	99.8	27	99.4	30	99.3	30	99.1	34	99.0	36	99.4	28	0.4	357,407	38	
山梨	103.3	31	104.8	36	102.9	34	103.4	22	102.3	39	100.3	20	100.4	12	100.5	9	100.4	8	100.5	6	100.2	9	△ 0.3	371,380	14	
長野	105.2	22	105.4	29	104.9	8	103.8	17	102.4	38	100.2	22	100.2	16	100.4	12	100.2	11	100.0	14	100.0	15	0.0	369,759	17	
岐阜	108.2	12	106.3	19	103.0	32	102.8	35	103.0	18	99.4	32	99.6	25	99.5	25	99.3	30	99.3	30	99.4	28	0.1	367,851	22	
静岡	113.9	5	108.5	8	105.6	7	105.0	6	104.7	4	102.4	2	102.2	1	102.2	1	102.2	1	102.2	1	101.8	1	△ 0.4	379,913	6	
愛知	115.6	4	111.4	3	107.0	3	105.7	4	104.3	5	101.0	8	102.1	2	101.3	2	101.0	3	101.0	3	101.0	2	0.0	388,069	3	
三重	106.4	18	106.3	19	103.3	26	103.4	22	102.7	28	101.9	3	101.4	4	101.3	2	101.2	2	101.1	2	100.9	3	△ 0.2	375,859	10	
滋賀	110.9	9	105.9	25	103.6	24	103.2	26	102.1	42	99.5	31	100.7	9	100.1	17	99.6	19	99.6	21	99.8	18	0.2	371,777	12	
京都	107.8	14	106.3	19	103.7	22	103.8	17	102.1	42	99.1	35	99.5	26	99.0	35	99.2	33	99.4	27	99.5	25	0.1	366,677	25	
大阪	116.4	3	109.3	7	107.0	3	106.1	3	105.2	1	101.6	4	100.9	6	100.7	4	100.8	4	100.4	8	100.4	7	0.0	382,395	5	
兵庫	113.8	6	108.5	8	104.1	12	104.6	7	103.8	12	100.4	15	99.8	22	99.5	25	99.6	19	99.3	30	99.4	28	0.1	384,983	4	
奈良	112.8	7	106.8	11	103.8	18	103.4	22	102.6	30	99.7	28	99.4	30	99.2	32	99.4	26	99.1	35	99.2	34	0.1	369,614	18	
和歌山	112.1	8	109.5	5	104.7	10	104.0	14	102.9	23	99.7	28	99.5	26	99.6	23	99.4	26	99.5	24	99.7	21	0.2	370,927	15	
鳥取	109.2	10	106.7	13	103.8	18	103.5	21	103.0	18	95.3	47	95.5	47	95.8	47	96.2	46	96.6	46	97.1	45	0.5	353,899	41	
島根	102.7	34	106.7	13	103.3	26	102.1	43	101.2	45	98.1	42	98.5	41	98.1	42	97.6	42	98.2	42	98.2	41	0.0	352,173	43	
岡山	107.6	16	106.2	23	103.8	18	103.8	17	103.3	16	100.6	12	100.5	11	100.5	9	100.4	8	100.3	9	100.8	5	0.5	372,095	11	
広島	105.2	22	107.1	10	104.4	11	104.5	8	104.0	8	100.4	15	100.8	7	100.5	9	100.5	6	100.9	4	100.9	3	0.0	378,981	7	
山口	106.0	19	105.1	31	104.1	12	103.2	26	102.1	42	100.5	13	98.9	37	99.0	35	99.1	34	99.3	30	99.5	25	0.2	358,741	34	
徳島	103.6	30	104.9	34	103.6	24	104.2	10	103.9	9	98.7	37	99.1	35	99.0	35	98.6	39	99.0	36	99.2	34	0.2	367,795	23	
香川	101.4	41	105.1	31	102.3	40	102.9	33	104.2	7	98.1	42	98.8	38	98.9	38	99.4	26	99.7	20	99.6	22	△ 0.1	365,051	27	
愛媛	103.7	28	103.3	44	101.4	46	103.0	32	102.6	30	98.3	40	98.7	40	98.6	40	98.5	40	98.4	40	98.6	39	0.2	355,258	39	
高知	103.7	28	105.8	26	103.8	18	103.6	20	102.5	35	99.1	35	98.8	38	98.8	39	98.7	37	98.7	39	98.8	38	0.1	339,468	47	
福岡	107.7	15	103.5	43	103.2	29	104.1	12	103.9	9	101.1	6	100.6	10	100.6	7	100.7	5	100.8	5	100.1	12	△ 0.7	369,095	19	
佐賀	103.1	32	102.0	46	101.6	44	101.7	46	100.7	47	100.5	13	99.9	21	99.9	21	99.5	24	99.6	21	99.8	18	0.2	352,020	44	
長崎	101.9	36	106.4	18	104.0	14	104.1	12	103.9	9	98.2	41	98.2	42	98.2	41	98.2	41	98.4	40	98.6	39	0.2	358,388	36	
熊本	101.8	37	105.0	33	102.9	34	102.2	41	102.7	28	100.2	22	99.5	26	99.4	28	99.4	26	99.3	30	99.4	28	0.1	358,647	35	
大分	102.9	33	104.6	38	102.7	36	102.5	39	102.8	25	99.7	28	99.3	32	99.3	30	99.3	30	99.8	19	100.1	12	0.3	354,836	40	
宮崎	104.4	24	103.6	40	101.7	42	101.8	45	101.1	46	97.8	45	97.4	44	97.4	44	97.3	43	97.3	44	97.6	44	0.3	344,893	46	
鹿児島	101.7	38	104.9	34	103.2	29	102.6	38	102.8	25	96.6	46	96.2	46	96.3	46	96.2	46	96.3	47	96.9	46	0.6	352,685	42	
沖縄	－	－	106.3	19	101.3	47	100.9	47	102.3	39	98.5	39	98.1	43	98.1	42	97.2	44	97.8	43	97.9	42	0.1	358,219	37	
全国	108.6		106.9		104.2		104.0		103.3		100.1		99.9		99.8		99.6		99.7		99.7			372,087		
備考	全国順位については、ラスパイレス指数小数第1位まで。 平成28年からは、福祉職を除く一般行政職の指数。																									

5 職種別民間給与実態調査標本事業所数の推移

(単位：事業所)

	静岡県	静岡市	浜松市	合計	前年度からの増減の要因
24年度	203	113	105	421	母集団事業所の増加
25年度	221	130	117	468	対象産業の拡大により増加
26年度	220	128	117	465	母集団事業所の減少
27年度	211	132	117	460	母集団事業所の減少
28年度	206	121	117	444	母集団事業所の減少
29年度	222	127	117	466	母集団事業所の増加
30年度	224	125	118	467	母集団事業所の増加
R元年度	223	127	121	471	母集団事業所の増加
2年度	210	119	120	449	新型コロナウイルス感染症に対処している医療現場の厳しい環境に鑑み、医療層（病院等）を調査対象から除外
3年度	210	116	118	444	母集団事業所の減少
4年度	213	116	118	447	母集団事業所の増加
5年度	213	116	115	444	母集団事業所の減少
6年度	211	116	115	442	母集団事業所の減少
7年度	214	113	118	445	母集団事業所の増加

(注) 標本事業所は、企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の事業所（母集団事業所）から無作為に抽出された、訪問調査の対象となる事業所。



(注) () 内は平成20年度から追加された産業。ただし、農業、林業及びサービス業の一部については平成25年度から追加。

6 勤務条件に関する措置要求の推移

年度	判定件数	棄却	却下 (判定)	却下 (決定)	一部棄却・ 一部却下	認容	取下げ
H28							
29							
30							
R元							
2							
3	2			2			
4	1			1			
5	4			4			1
6	2			1	1		
7	2				1	1	
計	11	0	0	8	2	1	1

7 不利益処分に関する審査請求の推移

年度	裁決件数	棄却	却下 (裁決)	却下 (決定)	処分取消	処分修正	取下げ
H28	1					1	1
29							
30							1
R元	1	1					
2	1	1					
3	1					1	1
4	2	2					
5	1	1					
6	4	2		2			1
7	1			1			
計	12	7	0	3	0	2	4

8 苦情相談の受付処理状況

相談区分 任命権者	県知事		教育委員会		警察本部長		委託団体		計	
	受付	終了	受付	終了	受付	終了	受付	終了	受付	終了
令和3年度 (件)										
任用関係	4	4	1	1	0	0	3	3	8	8
給与関係	1	1	1	1	0	0	1	1	3	3
勤務条件	2	2	4	4	3	3	3	3	12	12
懲戒分限	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
セクハラ	1	1	0	0	0	0	0	0	1	1
マタハラ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
パワハラ	4	5	5	5	2	2	3	3	14	15
いじめ等	2	2	0	0	0	0	0	0	2	2
その他	3	3	1	1	1	1	0	0	5	5
計	17	18	12	12	6	6	10	10	45	46
令和4年度 (件)										
任用関係	1	1	2	2	0	0	2	2	5	5
給与関係	0	0	0	0	1	1	0	0	1	1
勤務条件	6	6	6	6	1	1	4	4	17	17
懲戒分限	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1
セクハラ	1	1	1	1	0	0	1	1	3	3
マタハラ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
パワハラ	3	3	3	3	1	1	3	3	10	10
いじめ等	2	2	3	3	1	1	0	0	6	6
その他	6	6	2	2	1	1	1	1	10	10
計	19	19	17	17	5	5	12	12	53	53
令和5年度 (件)										
任用関係	3	3	2	2	0	0	3	3	8	8
給与関係	4	4	1	1	1	1	0	0	6	6
勤務条件	11	11	6	6	0	0	3	3	20	20
懲戒分限	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
セクハラ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
マタハラ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
パワハラ	4	4	3	3	4	4	1	1	12	12
いじめ等	2	2	4	4	0	0	0	0	6	6
その他	4	4	2	2	0	0	1	1	7	7
計	28	28	18	18	5	5	8	8	59	59
令和6年度 (件)										
任用関係	1	1	0	0	2	2	2	2	5	5
給与関係	1	1	1	1	0	0	0	0	2	2
勤務条件	5	5	2	2	1	1	2	2	10	10
懲戒分限	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
セクハラ	1	1	0	0	0	0	0	0	1	1
マタハラ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
パワハラ	3	3	0	0	1	1	3	3	7	7
いじめ等	2	2	3	3	0	0	0	0	5	5
その他	7	7	2	2	3	3	1	1	13	13
計	20	20	8	8	7	7	8	8	43	43
令和7年度 (件)										
任用関係	2	2	1	1	0	0	5	5	8	8
給与関係	3	3	0	0	1	1	1	1	5	5
勤務条件	4	4	3	3	2	2	3	3	12	12
懲戒分限	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
セクハラ	0	0	1	1	0	0	0	0	1	1
マタハラ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
パワハラ	4	4	6	6	4	4	3	3	17	17
いじめ等	1	1	0	0	0	0	0	0	1	1
その他	13	13	2	2	2	2	3	3	20	20
計	27	27	13	13	9	9	15	15	64	64

人事委員会事務局の基本理念と行動指針

1 基本理念

県の未来を担う人材を見出し、
職員が働きやすい環境づくりをサポートします。

この基本理念は、静岡県が「幸福度日本一の静岡県」を目指して効率的で効果的な行政運営を推進するため、人事委員会事務局が①優秀な人材の確保、②適正な給与制度等の勤務条件の確保、③職員が働きやすい職場環境の確保を図ることにより、職員が十分にその能力を発揮できるよう支援することを表現したものです。

2 行動指針

人事委員会事務局職員一人ひとりがこの行動指針に基づき、常に適正な業務の執行と改革・改善に努めていきます。

- ・私たちは、魅力ある県の仕事を積極的にPRし、優秀な人材の確保に取り組みます。
- ・私たちは、職員の勤務条件を調査研究し、適正な制度の立案に取り組みます。
- ・私たちは、法令を遵守し、公正・中立な立場で職員の人事管理や労働環境の適正化を確保します。
- ・私たちは、職員の「ワーク・ライフ・バランス」の実現を目指して、改革・改善に取り組みます。



人 事 委 員 会 年 報
令和7年度版

令和8年7月発行

編集・発行 静岡県人事委員会事務局
〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号
(TEL) 054-221-2273 (FAX) 054-254-3982

日本一高い山 から日本一深い海。

東西 155km. 南北 118km
このすべてが

君が働くフィールド

静岡県職員募集
詳しくはこちら! ➡

「幸福度日本一」の
静岡県を目指す仲間募集!

スポーツで! AIで! 復興支援で! チームで!
先輩が語る、県庁の仕事

安心して働ける「まるわかり」
福利厚生・研修制度

キャリアチェンジで
自分と地域の可能性は広がる!

ゼネラリスト? スペシャリスト?
10年後のあなたが見つかる
キャリアステップ

こんなところにもいる!
静岡県職員「職種図鑑」

静岡県
LINE公式
アカウント

静岡県職員
採用情報
Xアカウント

Shizuoka

静岡県人事委員会事務局

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号

(電 話) 054-221-2275
にっこりつながろう

(メール) shokuin@pref.shizuoka.lg.jp

(HP) <https://www.pref.shizuoka.jp/kensei/saiyoinfo/employ/>